

地名散歩

第6回 小字の地名を観察する

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

市町村の中にある「大字」とは原則として明治町村制が施行される以前の村(藩政村)であるが、それを細分化したものが小字(字)である。小字という用語はおそらく大字と区別するために「小」を付けたものらしく、正式には「字」と称する(京都府の一部には正式に「小字」と称する地域も存在)。小字が日本にいくつあるのか、どこでそれを把握しているのか存じ上げないが、少なくとも数100万の単位であることは間違いない。

小字には歴史的な小地名が多数含まれていることは確かであるものの、明治6年(1973)以降に全国的に行われた地租改正に伴う地番付与の都合で江戸時代以来の小地名(小名、下げ名、垣内など)が整理統合されたものも多い。整理する理由は、地番を付ける際に小字の形状があまりに細長かったり極端に小さい

などの不揃い、もしくは飛地は極力避けた方が好都合であったからだ。

新しく整理統合した字の名称については旧地名の頭文字を合成したものやイロハや数字等(ハノ割、第三号、第五地割、乙耕地など)で単純化したもの、瑞祥地名などさまざま。このうち「イロハ」などについては連載の初回で取り上げた。

それでは、記号的ではない一般的な整理統合とはどのようなものだろうか。実例として神奈川県南多摩郡野津田村(現東京都町田市野津田町)を挙げてみよう。冒頭が小字名、カッコ内が江戸時代以来の小名である。

並木前(図師界・関ノ上・甲塚・河内)
関ノ上(上ノ町・下ノ町・関ノ上・関前・川端)
本村(中尾・前田・本村・中村)



国土地理院 1:10,000 地形図「国府宮」(平成6年修正)に表示された愛知県一宮市の小字名。
中央付近に見える「往還北」などは地租改正以降の字名として典型的
(右上の萩原町中島、左下の萩原町西御堂は大字)。

中村(焼部前・山下・ソリメ)
松葉(松葉前・焼部・飛尾・松葉・前場塚・的場)
並木(東平・半沢・並木)
(以下略)

野津田村の場合、これらを含めて全部で約70の小地名が21の小字に整理統合された。この村では多くの小名の中からおおむね代表的なものが選ばれたようで、このような場合は歴史的な小名がかなり保存される。

ここは町田市街の北郊に位置し、かつては緩やかな起伏をもつ多摩丘陵に谷戸が入り込んだ典型的農村であった。にもかかわらず異彩を放っているのが「上ノ町」「下ノ町」の地名である。ここで言う町は市街地を表す現代語ではなく耕地のことだろう。もともと町という漢字は「畑のうね」「田のあぜ」もしくは「田の境界」という意味があり、字も田に丁(釘)を打ち込むという形である。それが後に「道で区画された市街地」に転じたようだ。全国的に見ても、家が1軒もない耕地のまん中に町の付く小字があるなら、耕地関連の地名と見て間違いなさそうだ。

旧小名に「ソリメ」という謎めいた地名もあるが、ソリは地名学的にはたいい焼畑と解釈する。漢字表記は他にも佐布里、草履、沢入などいろいろで、東北地方では「雪車」などと洒落たのも目立つ。古来日本では広範囲で焼畑が行われており、小地名にもそれを反映して焼畑に関連するものが非常に多い。飯田線にある難読駅名の大嵐(静岡県浜松市天竜区水窪町)も焼畑関連とされており、駅の近くには夏焼という地名も見られる。サスも焼畑関連とされ、東京都文京区にかつて存在した指ヶ谷町も同様のようだ。これが九州に入るとコバのつく地名が焼畑関連として広く用いられている。漢字の表記は木場、古庭、古場

などが一般的で、まれに大畑のように「翻訳」したものも見受けられる。

小字の大きさは自治体によってまちまちで、大きなものは平方キロ単位のものから、小はたった1坪ほどのミニサイズまで千差万別だ。このためひとつの大字が擁する小字の数も数個から数百と幅がある。

たとえば福島市の旧市街から阿武隈川を隔てた渡利はざっと10平方キロほどの大字で、川沿いの低地から山地や谷間を含む地域にある。ここには237の小字があり、低地の集落にある小字は1～2ヘクタール程度の小さなものが主流だ。

字番号順に書き出してみると、岩下・金山下・丸滝・山ノ下前・山ノ下・台畑・天神・城向・上河原・大久保・小久保・柳小路・転石・弁天山・椿館・越沢・後田・薬師前・薬師堂・馬場。これでようやく20番までであるが、傾向を概観してみると、まずは山とか久保(窪)、河原などの地形、田畑などの耕地関係から薬師や天神などの宗教関係、目印となる石、それに加えて方角や位置関係を示す上下や前後の組み合わせなどが多くを占めている。これが山奥の小字になれば大半が山や沢の名、欠下(崖の下)など地形関係が大半となり、「烏帽子森」のように山を意味する「森」の字が目立つのも東北地方ならではの。また東の方の広い谷間には鍛冶ヶ原・鍛冶ヶ原前・金山など、かつて製鉄が行われていたことを示唆する地名が集まっていたりするのも興味深い。

福島県(一部を除く)は小字ごとに地番が振られている珍しい地域で(他には愛知県の一部など)、このため現在でも小字がなければ位置が特定できず、少なくとも明治初期から存在する小字は現役で使われている。少々不便かもしれないが、「無形文化財としての地名」を保存するには格好の土地でもある。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 668
2012 September



表紙写真 「喜びの日」

第27回写真コンクール入選
太田 正人●長野会

太田先生は本年8月14日にご逝去されました。
ご冥福をお祈りいたします。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第5回 裁判所(判決・和解・調停・ADRの使い分け)

弁護士・法政大学法科大学院兼任教授 上原 裕之

08 G空間EXPO 2012

暮らしをささえ、国土をまもり、未来を創る

12 大阪土地家屋調査士会の 基準点管理システムの利用について(前編)

資料センター運営委員会委員長 瀧本 泰明

16 我が会の会員自慢 VOL.8

岐阜会/旭川会

18

土地家屋調査士の本棚

聴く力 伝える技術

人間関係の誤解を解くメディエーションの極意

19 日本マンション学会 2012北海道大会 開催

被災マンション復興支援のための法制度改革を巡って

22 会長レポート

23 公嘱協会情報 Vol.97

25 第十回 衛星測位と地理空間情報フォーラム

27 会務日誌

29 ちょうさし俳壇

30 国民年金基金から

32 ネットワーク50

東京会/大阪会

34

ADRに思いを寄せて

明日の宝箱

愛媛会 佐藤 裕三

35 団体定期保険加入者募集

36 土地家屋調査士名簿の登録関係

37 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

電子証明書
知っておきたい! ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第5回 裁判所(判決・和解・調停・ADRの使い分け)

弁護士・法政大学法科大学院兼任教授 上原 裕之

宮沢賢治の作品に、よくご存じの『雨ニモマケズ』があります。そして、その後半部分に、「ケンカ(喧嘩)ヤソショウ(訴訟)ガアレバツマラナイカラヤメロトイ」といった箇所があるのです。そのせいでしょか。この日本で、裁判所に訴え出る人がそれほど多いとはいえません。

しかし、裁判に訴え出ない人は、どうやって紛争を解決し、トラブルを乗り越えているのでしょうか。だれかの悪口を言いながら、結局は、あきらめてしまっているのでしょうか。それとも、祈り、願っていれば、いつかは神風が吹いてくれると信じて、毎日をすごしているのでしょうか。

そこで、本稿は、あなたや、周りの人が紛争に巻き込まれ、選択肢の一つとして「裁判」を考えている場合のことを想定して、私なりの道案内をしようとするものです。もとより、拙い内容のものですが、多少とも、みなさんのお役に立つことができれば、幸いです。

1 紛争解決と裁判

紛争が生じたとき、みなさんは、どうやって対応されているのでしょうか。もちろん、その答えは、人それぞれです。人にはその人なりの事情もあるのです。そのため、いわゆる正解と呼べるものはありません。

したがって、裁判所に訴えることが「ツマラナイ」などと言って批判することもできないのです。もちろん、裁判所に訴え出ることが、適当であると言い切ることもできません。例えば、お互いが話し合い、協力し合って、何らかの解決策を探っていくことや、あるいは、各地の境界問題相談センターなどのADR機関で解決策を見付けていくことも、それぞれ立派な選択肢の一つなのです。

そのため、裁判所に訴え出ること立派な選択肢の一つです。しかし、裁判所に訴え出る場合には、「紛争解決」、「権利保護」、「正義の実現」などといった表看板が目がいって、肝心なことを忘れることがないようにしなければなりません。この点で、弁護士の谷原誠さんが、次のように書いています。少し長くなりますが、引用してみましょう。

「(まだ、自分が若かったときです。)土地の問題での訴訟で弁護士がついていない相手方から次のようなことを言われました。『先生は勝って嬉し

いでしょうが、私がどんな気持ちでいるかわかりますか?』。私はショックを受けました。裁判は勝つことが目的ではないのか?」「その訴訟は、隣人同士の争いであったため、裁判が終わってからも紛争が続いたのです。」「自問しました。答えは明白でした。」「そうです。私は勝つだけでなく、紛争を抜本的に解決し、依頼者の最大限の利益を獲得すべきだったのです。」「そのために(中略)私は質問をして、依頼者を知り、相手を知り、解決すべき妥協点を知らなければならなかったのに、(中略)独りよがりの裁判を続けていたのです。」「人を動かすには、理屈で勝ち、説き伏せればよいのだと思っていました。しかし、現実とは逆だったのです。」「私は人間理解が足りなかったのです。」「(谷原誠『人を動かす質問力』角川書店)

私も、谷原さんが指摘されているとおりだと思います。裁判は勝てばよいものではありません。そして、勝ったから正義が実現したなどと、得意気に話すこともないのです。確かに、負けてはいけない事案で負けてはなりません。しかし、勝ち負けの問題以上に、もっと大切にしなければならないものがあるのです。それは、紛争を乗り越えていく意志と勇氣です。そして、紛争が起きたことをプラスに変えていく知恵なのです。

裁判の仕組みや各種ADRの制度などは、当事者や

その周囲の人たちに、それに必要な「時間と場所」を提供しようとするものです。当事者やその周囲の人たちは、その時間と場所を使って、紛争が起きたことをプラスに変えていく知恵を働かせていくのです。

みなさんには、ぜひ、そのように理解していただいて、目の前の紛争に向き合っていただきたいと思います。

2 判決による解決

本稿をお読みの方ならば、おそらくは「宇奈月温泉事件」のことをご存じのことでしょう。黒部ダムを作るためにトンネルを掘ってますと、たまたま温泉が見つかりました。そこで、約3年もの年月をかけて、木管を敷設し、源泉から約7キロメートルも離れた宇奈月地区(富山県)にお湯を引いて、ようやく何軒もの温泉旅館を開業する運びとなりました。ところが、その木管がある地主が所有している山の中を通っていたため、紛争が起きます。地主は、自分の土地が侵害された、侵害された土地の全部を高額で買い取れ、当方は売値を下げることは考えていないとの強硬な態度であり、話し合いがまとまらなかったのです。すると、この地主は、裁判所に、民事訴訟を提起し、木管を撤去するように求めました。これに対して、大審院(現在の最高裁判所に当たります。)は、地主の請求は土地所有権に基づく妨害排除請求権を濫用しているもので、認められないと判断しました。すなわち、地主の木管撤去請求を棄却した原判決を支持し、地主の上告を棄却したのです(大審院昭和10年10月5日判決)。その結果、地主の被告に対する木管撤去請求権の不存在が確定することになりました。これを、民事訴訟法の教科書風に説明すると、地主の上告が棄却され、通常の不服申立ての手段もなくなったため、紛争は解決したということになるのです。

しかし、よくよく考えてみますと、紛争は何も解決していません。大審院の判決は、結局のところ、問題を振り出しに戻しただけです。それでは、肝心の紛争は、その後、どうなったのでしょうか。これは、私自身が、地元の人に、直接にお聞きしたことです。が、事件の当事者らは、大審院判決があった後に話し合いをして、最後は、旅館組合が地主から問題となった土地を買い取って、紛争を解決したということです。

(なお、ご参考までに、現在の宇奈月温泉は、別の場所に源泉を掘って、そこからお湯を引いています。問題となった木管は使われておらず、現存もしていないとのことでした。)

つまり、判決は、紛争のごく一部だけを切り取って、その部分に関係する過去の事実を主張させ、提出された証拠を吟味し、最終的に、裁判官の判断に基づいて決着を図ろうとするものです。したがって、紛争の全体的な解決を目指しているわけではありません。しかも、ある意味、当然のことですが、裁判官の判断自体、たまたま証拠が残っていたか否かで、その結論が左右されます。このように考えてきますと、裁判所を利用すれば、必ずや真実が明らかになり、裁判官は、判決によって、必ず正当な権利を保護してくれるなどといった説明は、いささか無理があるように思います。

また、判決は、担当裁判官による一方的な宣言です。国家機関としての裁判所が、国家意思としての判断を示し、紛争の解決なるものを押し付けるための仕組みです。その際、当事者の納得ということは前提となっていません。当事者が納得しようが、納得まいが、判決が確定すれば、紛争は解決したものと扱われてしまうのです。もちろん、裁判官は、判決を起案する際に、できるだけ当事者にも納得してほしいと願っています。しかし、そのこと以上に、法律と良心に照らして、自分自身が納得することのできる判決を書かなければならないとも考えているのです。そのため、裁判官からすると立派な判決であったとしても、当事者の目からすると納得し難い判決が出来上がってくることがあるわけです。

いずれにしても、判決が確定することで、紛争の最終的な決着が図られるといった保証はできません。仮に、その判決が、最終的な解決に結び付く内容であったとしても、納得できない当事者は、手を替え、品を替えて、新しい訴訟を提起してきます。仮に、そこまでのことはないとしても、当事者同士の関係は、一層、悪化していきます。結局、当事者に幸福が訪れることはありません(幸福論については、拙稿『土地紛争の解決と幸福論』登記情報2012年6月号を参照)。これでは、何のために、時間と費用を掛けて、裁判をしているのでしょうか。疑問に思うのです。

このように考えてくると、紛争の解決に係わって

いる者は、何よりも、当事者の納得を得ることを基本にしなければならないのです。当事者の納得がないところで、あえて判決による解決を目指すようなことは、できれば避けてほしいのです。もし、そのような状況下で、判決による解決を目指したとしても、当事者の少なくとも一方には不満が残ることになり、好ましくない関係が固定してしまうことになるからです。

3 訴訟上の和解又は調停による解決

そのためでしょうか。仮に、みなさんが、土地紛争のことで、民事訴訟に訴え出たとした場合でも、事件を担当する裁判官は、直ぐに判決をしようとはしません。おそらく、裁判官は、みなさんに対し、訴訟上の和解か、自庁調停の機会を作るので、話し合いで解決してはどうかと勧めてくるのです。そして、実際にも、土地の紛争に係る民事訴訟事件の多くは、訴訟上の和解や、調停の場で解決しているのです。

したがって、私たちも、訴訟上の和解、調停などについて、事前に、基本的な知識を知っておく必要があるわけです。

(1) 訴訟上の和解と自庁調停

ア 訴訟上の和解

まず、民事訴訟事件を担当している裁判官は、いつでも、当事者に対して、和解を勧告することができます(民訴法89条)。当事者の同意がなくても、職権で、和解を勧告することができます。これを訴訟上の和解と呼んで、訴えの提起前の和解(民訴法275条。簡易裁判所が担当する、訴訟係属を前提としない和解手続のことです。)と区別しています。

そして、和解勧告があると、その後は、勧告をした裁判官自身が、和解手続を主宰し、和解に向けた話し合いを進行させていくのです(なお、和解手続に入ることで、手数料が掛かることはありません。)。その結果、和解がまとまって、和解調書が作られると、それには確定判決と同一の効力が与えられます(民訴法267条)。しかも、和解調書に記載される内容は、いわゆる訴訟物(判決の対象のこと)に限られません。合意内容も、強行法規に反する場合を除いて、法律

判断を優先させることは考えていません。要するに、比較的、自由な内容で合意することができます。また、和解の席では、いろいろな提案が出てくるのですが、どうしても納得できなければ、無理に同意する必要もありません。

このように、訴訟上の和解は、担当裁判官の考え方次第といった面はありますが、基本的には、当事者の納得を重視し、同時に、紛争全体の解決を目指していく、その可能性を持った手続なのです。

イ 自庁調停

次に、自庁調停について見ていくことにしましょう。

裁判官は、争点及び証拠の整理が完了する前に、事件を、職権で、調停に付すことができます。仮に、上記整理が完了済みであったとしても、当事者の合意があれば、職権で、事件を調停に付すことができます(民調法20条1項)。そして、調停に付す場合、裁判官は、別の裁判官等が調停主任となる「管轄裁判所の調停」に付すか、それとも、自らが調停主任となる「自庁調停」に付すかを選択することができます(民調法20条1項本文)。そして、実際には、自庁調停に付す例が多いのです(なお、いずれの場合でも、手数料は掛かりません。)

そして、事件が調停に付されると、その後は、調停委員会が、手続を主宰して、話し合いを進めていきます。例外的に、裁判官による「単独調停」の制度が使われる場合もありますが、単独調停は当事者からの申立てがあると、必ず、調停委員会の調停に切り換えなければなりません(民調法5条2項)。

この調停委員会は、調停主任1人(裁判官又は調停官です。)と裁判所が指定した調停委員2人以上で構成されるもので(民調法6条)、メンバーの過半数の賛成によって、手続が進められていきます(民調規18条)。そして、調停がまとまって、調停調書が作られると、それは裁判上の和解と同じ効力があるものとされ(民調法16条)、確定判決と同一の効力があることなのです。なお、調停が成立すると、係属中であつた民事訴訟事件は、訴えが取り下げられたものとみなされて(民調法20条2項)、事件は

終了します。おって、調停調書に記載される内容は、いわゆる調停物(調停の申立ての対象のこと)に限るわけではありません。合意の内容も、強行法規に反する場合を除いて、法律判断が優先されるものでもありません。したがって、比較的、自由な内容で合意できます。そして、自庁調停の場合でも、どうしても納得できなければ、無理に同意しなくてよいのです。

このように、自庁調停も、調停委員会の方針次第といった面はありますが、基本的には、当事者の納得を重視し、同時に、紛争全体の解決を目指していく、その可能性を持った手続なのです。

ウ 小括

以上のとおりです。訴訟上の和解も、自庁調停も、民事訴訟事件を担当している裁判官が参加して、話し合いが行われます。したがって、訴訟上の和解と自庁調停の間で、大きな違いが出てくることはありません。各期日に、どの程度の時間をかけることが適当なのか(例外もありますが、訴訟上の和解だと30分刻みのことが多く、自庁調停の場合だと90分ないし120分刻みのことが多いようです)、話し合いの場に土地問題のいわゆる専門家などを加える必要があるかなどの点を勘案して、訴訟上の和解にするか、自庁調停に付すかの判断がされているのです。

(2) 管轄裁判所の調停

これに対し、管轄裁判所の調停(土地の紛争の場合、その多くは簡易裁判所の民事調停です。)に付された場合には、調停主任となる裁判官等は、これまでの訴訟事件を担当していた裁判官とは違ってきます。そして、多くの場合、担当の書記官も変わってきてしまうのです。そのため、これまでに行ってきた説明を、もう一度繰り返さなければなりません。これはデメリットの一つといえましょう。

しかし、担当者が代わるということは、話し合いの仕方も、進め方も、違ってくることになります。しかも、民事訴訟事件を担当する裁判官が参加していないので、民事訴訟事件との関連について、強く意識して、その場に臨む必要もありません。すなわち、管轄裁判所の調停は、より自由な話し

いをするために意味があるのです。この点は、大きなメリットの一つといえましょう。

そして、調停での話がまとまって、調停調書が作られると、裁判上の和解があったのと同じように扱われます。また、どうしても納得できない場合には同意しなくてもかまいません。要するに、その基本的な仕組みは、自庁調停のところで述べたところ(上記(1)イ)と変わらないのです。

4 判決・和解・調停・ADRの使い分け

次に、判決・和解・調停そして各種ADRの使い分けについて、見ていくことにしましょう。

ここでも、いわゆる正解と呼ばれるものはありません。およそ、紛争には、相手方が必要です。言い換えると、相手方がいないところで、紛争が起こることはないのです。したがって、相手方が何を考え、どのように対応してくるかによって、当方の対応も変わってきます。もちろん、このことは、相手方の側から考えても、同じことです(R. アクセルロッド『つきあい方の科学』ミネルヴァ書房)。

そこで、私たちは、相手方の対応をみながら、その使い分けについて考えていかざるを得ません。

(1) 相手方が手続に参加する可能性がある場合

この場合は、各種ADR機関か、管轄裁判所の調停(民事調停)を利用するのが良いでしょう。そして、こちらの要求をぶつける前に、相手方に対して、紛争を早く解決したい、問題を乗り越えていきたい、そのためにお互いに協力したいと述べるのです。要するに、いたずらに対立・抗争することを避けて、早期の、より良い解決を目指して協力していく、そのために関係を築いていく、そういう目標を立てて、相手方にも、そのためのシグナルを送るようにするのです。

もっとも、そのようなシグナルを送ったからといって、うまくいかない場合があります。しかし、そうだとした場合、結局は、元に戻るだけのことで、何も気にする必要はありません(ただし、時効中断効の点は気になります。はっきりしないときは、手続を利用する前に、弁護士等にご相談ください)。また、管轄裁判所の調停を利用した際の手数料は、後日、民事訴訟を提起したときの手

数料の一部とみなされます(民事費用法5条2項)。したがって、仮に、管轄裁判所の調停が成立しなかったとしても、申立手数料が無駄になるわけではありません。

それでは、各種のADR機関を利用するのと、管轄裁判所の調停を利用するのと、どちらが良いのでしょうか。ここでも、一般的な答えはありません。しかし、みなさんが、実際に、数多く利用され、経験を積んでいけば、この種の事件で、どちらを利用するのが良いのかは、おのずと、判断できる場所ではないでしょうか。

ところで、土地家屋調査士会が運営する「境界問題相談センター」は勿論ですが、各種のADR機関の申立料は、概ね、安価に設定されていて、利用しやすいものです。そこで、みなさんにも、是非、「ものは試し」と思って、これらを利用してほしいのです。特に、本稿をお読みのみなさんが、土地問題のプロフェッショナルであるならば、なおさら、利用してほしいと思います。なぜかと申しますと、各種のADR機関を利用して、その実力や特徴を実感として知っておくことは、専門家のみなさんの役割ですし、職務上、必要な経験知というべきだからです。

例えば、みなさんが、相談者に対してアドバイスをする必要が生じたといたしましょう。その場合に、「各種のADR機関の実力や特徴は、他人から話は聞いているが、自分自身は経験していない。」「自分のこれまでの知識からすると、このようになるのではないか。」などといって回答するのはどうなのでしょう。プロフェッショナルの回答として、不十分なものだと思うのです。

(2) 相手方が紛争解決手続に参加しない場合

相手方が手続に参加してこない、仮に、参加してきても、手続に協力する可能性がないという場合は、裁判所に対し、民事訴訟を提起します。相手方を、何らかの手続に乗せて、リアクションを引き出すには、何ととっても、民事訴訟手続を使うのが効果的です。もし、仮に、相手方が、欠席戦術を採ろうとして、裁判に欠席した場合も、相手方は、当方が主張した事実を自白したものとみなされるので(民訴法159条)、相手方は、欠席戦術を使いたくても、使うことができません。

そして、相手方が、何らかのリアクションを起こしてきた場合には、その時点で、担当裁判官に対し、事件を、訴訟上の和解か、自庁調停に付してほしいと求めるようにします。そして、その手続の中で、相手方が何を考えて、どのように対応してくるかを知るようにします。当方がどのように対応すれば良いのかということは、相手方の対応の仕方を見てから考えても、決して遅くはありません。

5 おわりに

人は、嫌でも、紛争に巻き込まれることがあります。問題は、その時に、どういった対応をするのかでしょう。ある人は、「私は、何も間違ったことはしていない。」「これまでのやり方を何も変える必要はない。」と言って、自分のポジションから全く動こうとしません。しかし、「いままでこういうふうやってうまくいったから、これからも同じようにやれば成功する」とはいえないでしょう(門脇厚司＝佐高信『大人の条件』岩波書店)。また、問題を、いわゆる専門家と呼ばれる第三者の手に委ねて、自らは、汗をかこうとしない人もいます。しかし、それでは、「社会を作り、変革していく」ことに繋がっていきません。この世の中に、本当の「社会力」が育っていないのです(括弧内の引用は、門脇厚司『子どもの社会力』岩波書店)。

哲学者で、熊本大学教授でもある岡部勉さんは、「どれほど困難な問題であろうとも、私たちの日常世界の諸問題に関して、最終的に判断するのは専門家ではなく、私たち自身でありたい」(岡部勉『合理的とはどういうことか』講談社)と述べておられます。大切なことは、目の前の問題から逃げないことです。紛争と向き合って、相手方の人にも関心を示していく、そして、ゼロベースで、多くの人たちと協力し、紛争を乗り越えていく、それが大切なことなのです。

そして、そのような姿勢を保っていれば、あなたは、紛争を乗り越えていく勇気を持つことができます。そして、紛争が起きたことをプラスに変えていく知恵を身に付けることもできるのです。

G空間EXPO 2012

暮らしをささえ、国土をまもり、未来を創る

平成24年度のG空間EXPOは曇天の続く梅雨の最中、6月21日から23日の3日間にわたり、パシフィコ横浜において2年ぶりに開催されました。‘暮らしをささえ、国土をまもり、未来を創る’というテーマは、東日本大震災発生後、空間情報の多様な使い道が社会基盤の発展に貢献していくという、将来へ向かっての方向性を指示し、シンポジウム、イベント、ブース展示と、18,000人を超える方が来場されました。

1. 開会式

開催にあたり、初日開場前、開会式が行われました。式典では、国土交通省国土地理院長の岡本博氏をはじめとする主催者の挨拶の後、テープカットが行われ、G空間EXPO2012がスタートしました。



テープカット



清水流測量秘伝書

2. ブース展示

「温故知新 あなたの土地は大丈夫？」

今回は、「温故知新、あなたの土地は大丈夫？」をテーマに、安心安全への貢献ゾーンの中に展示ブースを開設しました。展示内容は、訪問者に測量技術の歴史を直接感じ取ってもらうことを目的として、江戸時代に作られた、秘伝、清水流測量術の巻物(レプリカ)や、地租改正時の平板、間縄や水準儀などを紹介しました。これらの展示物は、過去の測量技術がいかに高度で精度の高いものであったのかを感じることができるとともに、細線により作成された



展示風景

和紙公図は日本の持つ繊細さを目で確認することができるため、訪れた人の中には覗き込むようにして、興味を示す人もいました。また、コーナー前に置かれた水準儀は、子どもたちの興味の示すところとなり、説明を求める親子連れの姿もありました。中でも、清水流測量秘伝書の巻物はブースの横幅よりも長いため、通路を利用し、期間中何度か全体を披露

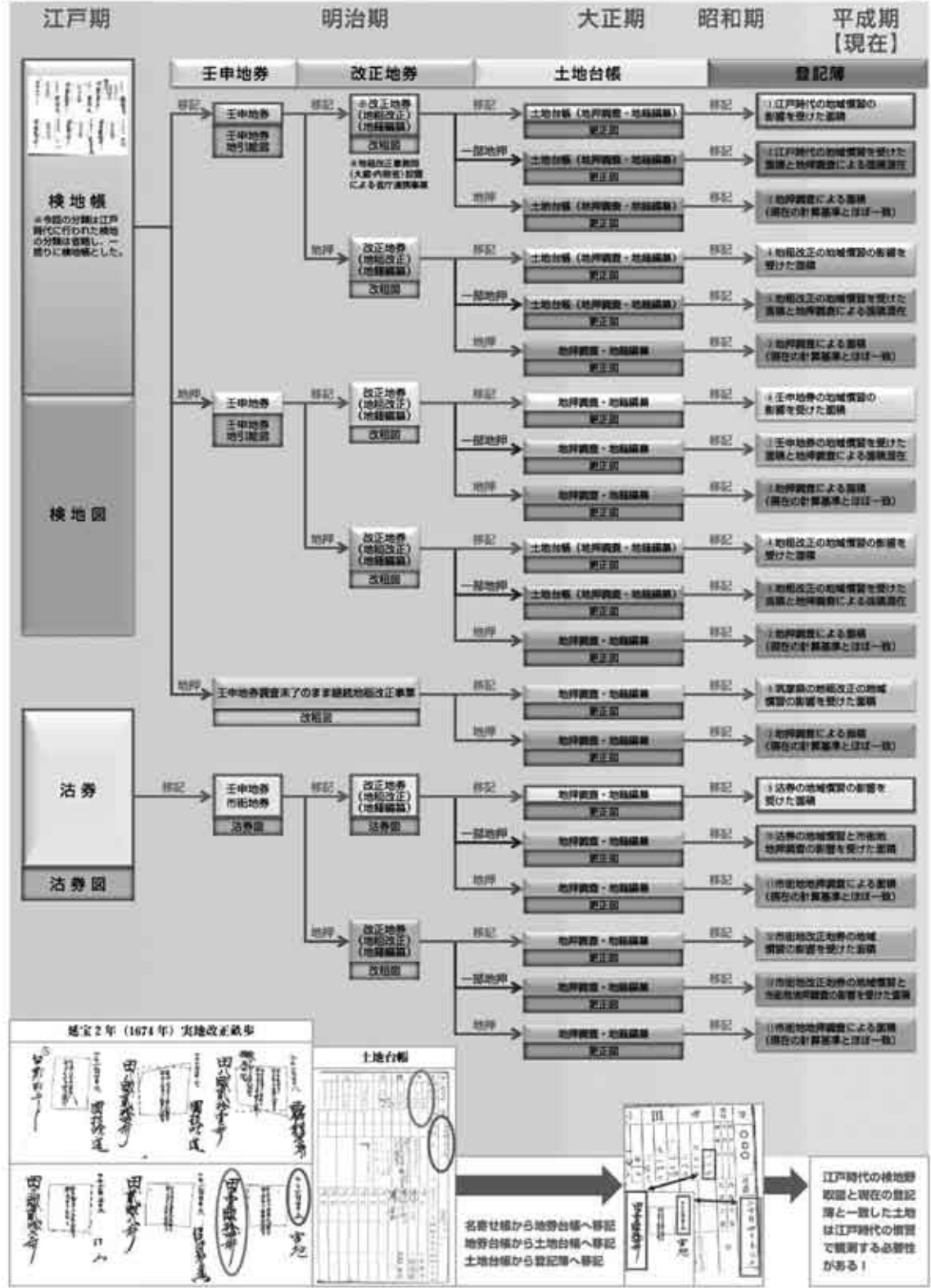
その他、測量の歴史に関する展示以外に、我々土地家屋調査士の日常業務が情報の循環する社会の中でどのような役割を担い貢献していけるかという視点に立ち、NTT空間情報株式会社、株式会社インフォロジーの協力のもと「土地家屋調査士が考える情報公開システム」をパソコン上で紹介しました。ベースとなるマップの上に重ねた公図の地番をクリックすれば、その土地の属性情報を検索できるという、土地家屋調査士が提案する情報公開システムを、画像を操作することにより体験してもらいました。

[illegible]

土地家屋調査士 2012.9月号 No.668 9



あなたの土地の面積はいつの時代に測られたのか？【岐阜県版】



あなたの土地はいつの時代に測られたのか

3. 土地家屋調査士研究発表会

最終日の6月23日は、14時から『情報循環社会の構築が明日の日本を創る』というテーマを掲げ、日本土地家屋調査士会連合会研究所が中心となり、3人の発表者による研究発表会を実施しました。プログラムは以下のとおりです。

『国土調査法第19条第5項について』 三嶋研究員
『地籍に関する国際標準と日本の地籍のあり方』

藤原研究員

『土地家屋調査士業務情報公開システム「権利の明確化の使命と履歴社会への対応」』 児玉常任理事

小野研究所長の挨拶の後、プログラムの1番目、三嶋研究員から、国土調査法第19条第5項を活用した地図作成の進め方について、事例や想定ケースなどを交えながら発表されました。地方公共団体、民間事業者などが事業主体と



三嶋研究員

なり実施した土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、その成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に取り扱うことができるというこの制度の利用促進は、日常業務の測量成果の利用方法も含め土地家屋調査士にとって重要な制度であると感じました。また、指定を受けると国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図(不動産登記法第14条第1項の地図)として備え付けられます。不動産登記法第14条地図のもっとも身近にいる資格者として、みんなで考えるべき課題だと思いました。

次に、藤原研究員が地籍に関する国際標準と日本の地籍のあり方について発表されました。

中でも、ひとつの社会問題である少子化、人口減少に伴う日本社会の構造的変化に土地家屋調査士制度はこれから



藤原研究員

どう考え、そしてどのように対応していくのか、また、地籍は国にとって経済制度や住民の安心安全を担う重要なものであり、現状維持的な意識からの脱却と問題に応じた目的の軌道修正が重要であると述べられました。世界に目を向けると地籍は経済や貧困、農業、環境といった問題解決に貢献しており、我々土地家屋調査士は土地の統治に貢献できる資格者であることを自覚する必要性を解説されました。

最後は、連合会常任理事でもある児玉研究員が「土地家屋調査士業務情報公開システム「権利の明確化の使命と履歴社会への対応」というタイトルで発表されました。



児玉常任理事

冒頭、位置情報サービスの提供、ジオメディア産業の一員に変わっていくことの重要性を述べられました。それには、国民に直接情報を提供できるシステムの構築が求められ、今までの枠を少し広げた、不動産の守り手として、社会の信用基盤に係わっていくことが必要であり、前にも述べられた少子高齢化問題や中古住宅の取扱い、特に、ストック市場への転換は建物の安心安全の観点からエンジニアのレポートが作成されているが、法的調査については実施者がいないことから、専門家としての土地家屋調査士の活用の可能性について、意見を述べられました。

4. おわりに

過去から未来に繋がる歴史を感じることできる、清水流測量秘伝書、平板と間縄、小方儀そして和紙公図といった展示物は土地家屋調査士の方をはじめとして、学生、外国人の方、大学関係者、官庁関係者、一般の方と多くの方に興味深く見ていただきました。また、研究発表会も無事に終了することができました。近隣の土地家屋調査士会の皆様はもとより、ご遠方から参加いただきました全ての方に、誌上をお借りしまして御礼申し上げます。

連合会広報部

大阪土地家屋調査士会の 基準点管理システムの利用について(前編)

資料センター運営委員会委員長 瀧本 泰明

昨年度から、大阪土地家屋調査士会の資料センター運営委員会が開発した「基準点管理システム」を連合会に提供し、試験的に全国の単位会に使用していただいておりますが、システムの使用状況を確認したところ、システムが持つ機能を十分に活用されていないように感じ残念に思いました。

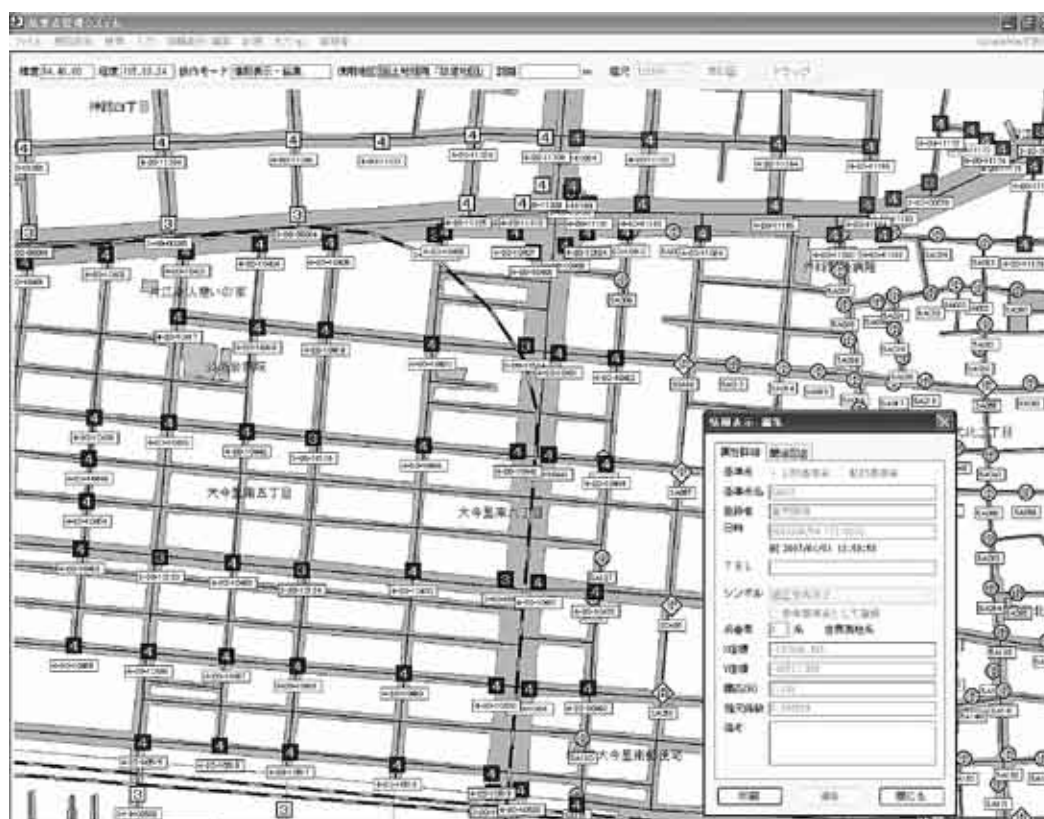
「基準点管理システム」が持つ機能を充分理解していただいた上で、現在のような少人数への公開でなく、できれば希望する全国の土地家屋調査士会会員全員に試験的に利用していただき、データセンターの必要性、利便性等を理解して貰うことが、今後の各单位会でのデータセンター構築の手助けになるのではないかと考え、このレポートを作成しました。

それでは、順を追って「基準点管理システム」の概要と機能について説明させていただきます。

1. 基準点管理システムとは

基準点管理システムとは、インターネット回線を利用して、サーバーにインストールされた基準点管理システムに土地家屋調査士がアクセスし、土地家屋調査

士の持つパソコン画面上において基準点管理システムに登録された基準点の有無や区画データの有無を地図(地形図やグーグルマップ)上で確認し、必要とするSIMAデータ、測量成果や点の記等のPDFデータをダウンロードして利用することのできるシステムです。



2. 基準点管理システムの持つ機能

(1) 登録できるデータと種類について

①基準点等の点データ

基準点の座標値をSIMA化したデータを使用して登録します。登録の際に、基準点名(例 1A101)と末尾部分が同じファイル名(例 27140-S-1A101)の測量成果や点の記等のPDFファイルを登録するSIMAデータと同じフォルダに入れておけば、自動的に登録した基準点データが持つ情報(関連図書)として測量成果や点の記等のPDFファイルが登録されます。

②登録できる基準点の種類

- a. 街区基準点(街区三角点、街区多角点、街区補助点 各5色)
- b. 世界測地系基準点(1級～4級 各5色)
- c. 日本測地系基準点(1級～4級 各5色)

(TKY2JGD機能を内蔵していて、座標値は日本測地系のままで、世界測地系で作られた背景図上に正確に日本測地系の基準点を表示することができます。)

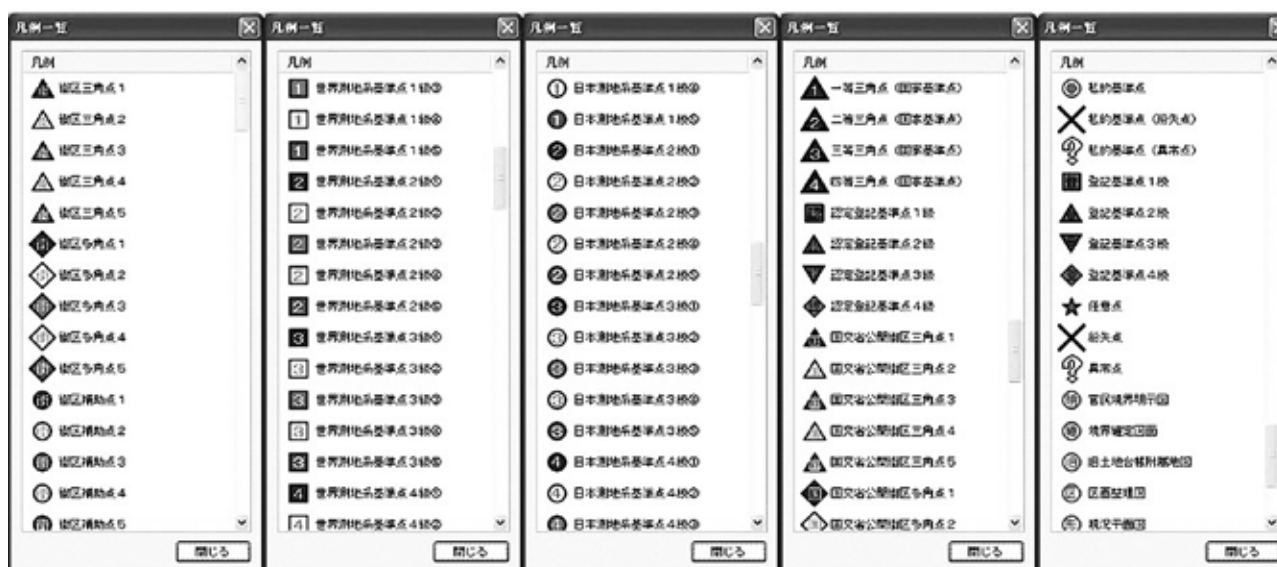
注 5色(青色、黄色、紫色、水色、緑色)の理由は、隣接する市町村の基準点を別の色で表示し市町村境の基準点の系統を簡易に判断できるようにするためです。

d. 三角点(1～4等)

e. 認定登記基準点(1級～4級)

f. 国交省公開街区基準点(街区三角点、街区多角点、街区補助点 各5色)

g. 私的基準点 h. 紛失点 i. 異常点 j. 登記基準点(1級～4級) h. 任意点 i. 旗
必要があれば、上記以外の点を作成し登録することが可能です。



③官民境界線、筆界特定線等の線データ(閉じていない区画SIMAの登録可)道路や水路等の官民境界線、特定後の筆界線等の登録機能を持っています。

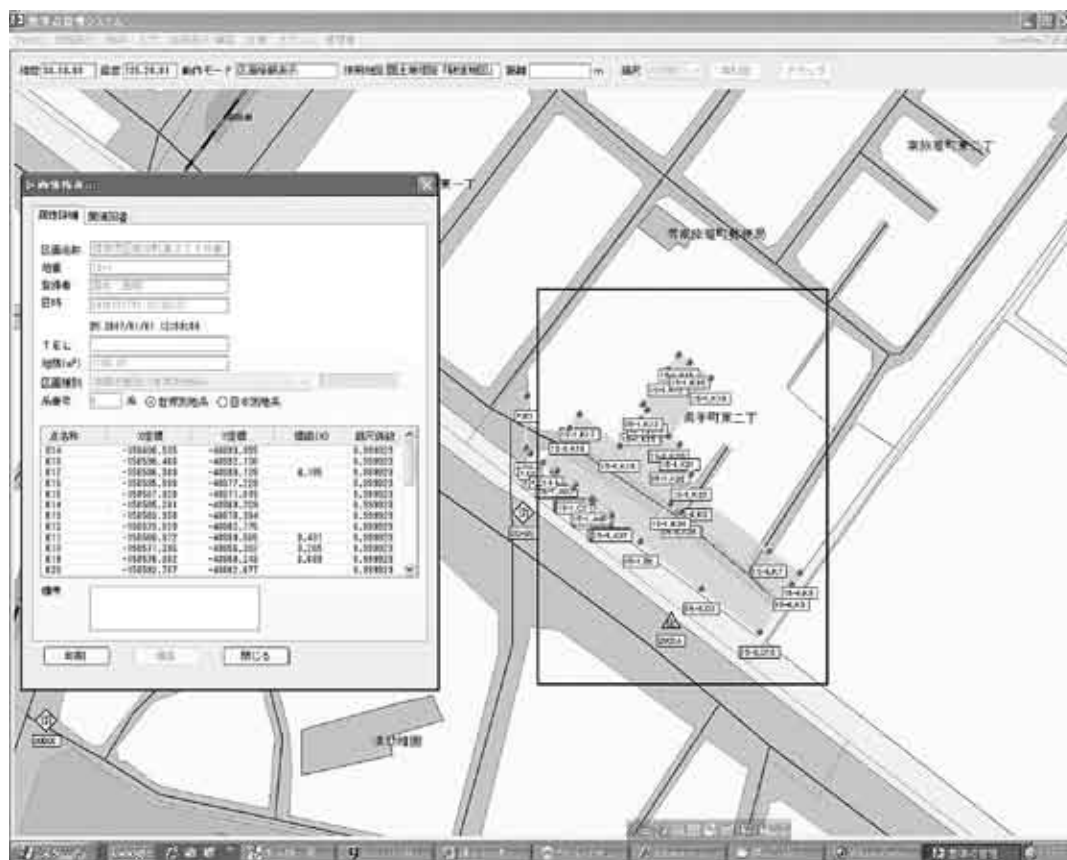
④区画整理図、地積測量図、不動産登記法第14条第1項地図等の面データ(区画SIMAの登録可、世界測地系及び日本測地系データの登録可)

土地分筆登記や土地地積更正登記、区画整理等で

座標値のあるものに関しては、区画SIMAデータから区画情報も登録することができます。

基準点管理システムには、点、線、面の3種類のSIMAデータを登録することができます。

登録時に日本測地系、世界測地系を選択することにより日本測地系のデータ(基準点や区画整理データ等)も正確に背景図上に表示することができます。



(2) ユーザー ID の種類と権限について

①管理者

- 凡例で表示された全てのデータの登録、削除、閲覧が可能です。
- 各点の座標値を記録したSIMAデータと点の記、測量成果等のPDFデータの取得が可能です。(閲覧ユーザー以外は可能です。)
- ログデータの取得、ユーザーアカウント変更が可能です。

②特別会員

- 凡例で表示された全てのデータの登録、閲覧が可能です。(削除は自分のIDで登録したデータのみ可能です。)
- 各点の座標値を記録したSIMAデータと点の記、測量成果等のPDFデータの取得が可能です。

③会員、市役所

- 私的基準点と参考基準点(国土交通省公開基準点)のみ登録可能です。凡例で表示された全てのデータの閲覧が可能です。(削除は

自分のIDで登録したデータのみ可能です。)

- 各点の座標値を記録したSIMAデータと点の記、測量成果等のPDFデータの取得が可能です。

④閲覧ユーザー

- 凡例で表示された全てのデータの閲覧が可能です。(データ登録、データ削除はできません。)
- 各点の座標値を記録したSIMAデータの取得はできません。点の記、測量成果等のPDFデータの取得もできません。

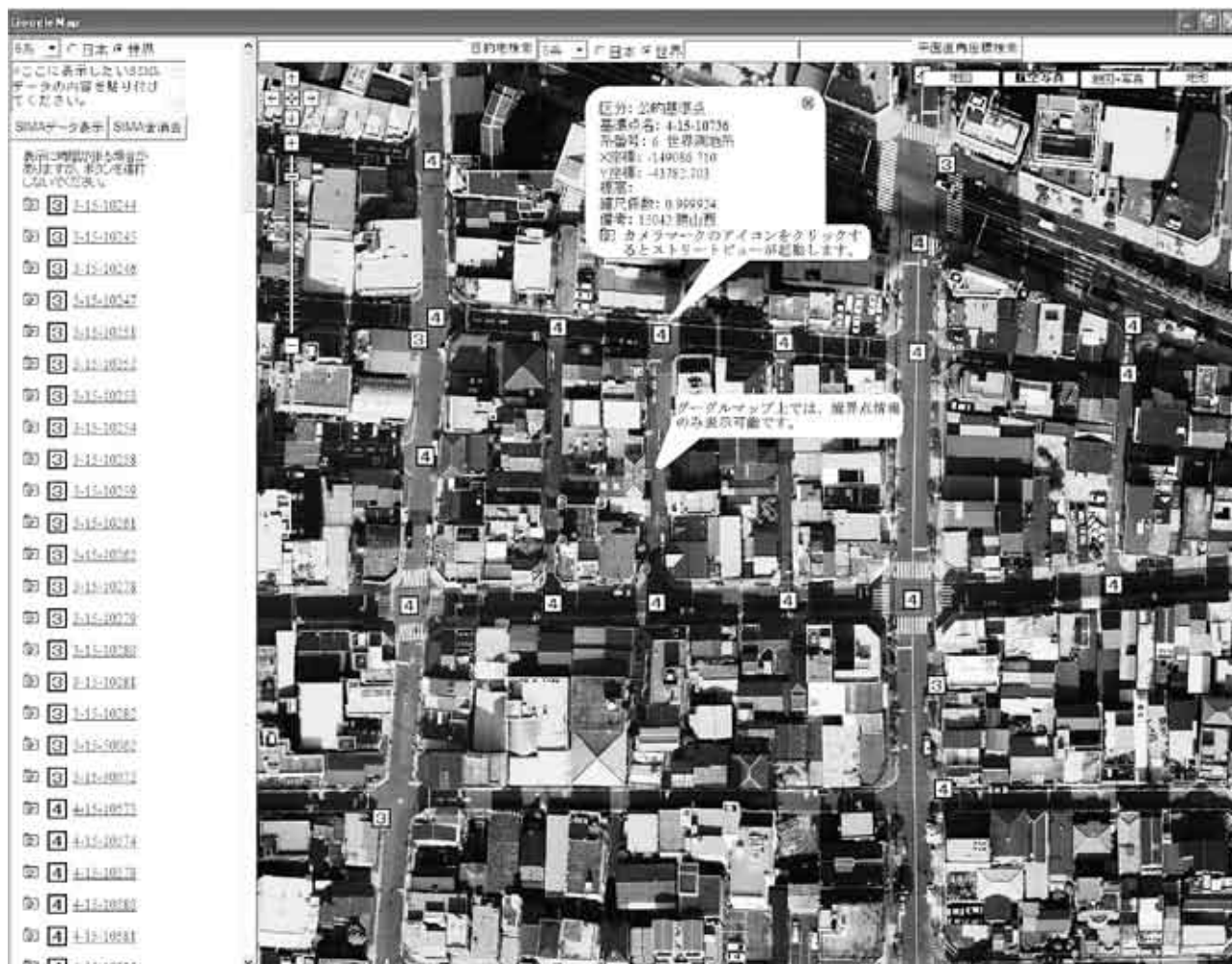
(3) グーグルマップを利用した基準点等の表示について

基準点管理システムで使用している基準点のマークをそのままグーグルマップでも表示させることが可能です。但し、結線情報はグーグルマップで表示することはできないため、面や線のデータは表示できません(次頁画像参照)。境界点データが表示できるだけです。

(グーグルマップを利用して点を表示する機能

を有するホームページについては、URLを大阪土地家屋調査士会のホームページで公開していて、誰でも利用することができます。なお、スト

リートビュー機能も利用可能で、事務所内で現地の状況を把握することができます。)



ここまで記載した内容が、基準点管理システムの持つ主な機能です。

次回は、単位会の基準点管理システムの利用状態を確認し、気がついた点を報告します。

我が会の会員自慢

VOL. 08

岐阜会 『私と国際交流』

岐阜県土地家屋調査士会 伊佐地 英俊

岐阜会が自信を持ってご紹介いたしますのは伊佐地英俊会員です。伊佐地英俊会員は、本会の総務部長を務められ、会則全面改正等で御尽力をいただきました。また、地元では関青年会議所理事長、ロータリークラブ会長をはじめ、数多くの要職を経験しておられます。そして現在も地元岐阜県関市のため、地域のために日夜社会奉仕活動(特に国際交流)に励んでおられます。今回はカナダのレスブリッジ市訪問時の体験をご紹介します。

岐阜県土地家屋調査士会 広報部長 日置 清一郎

私の住む関市には「関市国際交流協会」があり、創立から19年目を迎えます。各種団体の長が役員となり、個人・法人等600名余りが会員となりました。創立当時、関青年会議所の理事長をしていた関係で、副会長に就任させられ、すぐに会長代行、そして会長となりました。協会自体は官民一体の組織ではありませんが、事業に関わる役員等の活動は100%ボランティアです。過去に数えきれない事業を展開してきましたが、もっとも心に残っている事業を紹介します。

関市の英語指導助手であったダービン・バビュック氏の橋渡しで、カナダのレスブリッジ市へ関市の中学生を派遣する事業が始まりました。一週間余り、向こうの中学校の生徒宅へ一人ずつホームステイをして交流を深める事業です。

私は二回、団長として引率をさせていただきました。毎回受け入れ側の中学校の先生や父兄や生徒達の心からの「親切さ・温かさ」をつくづく感じておりましたが、二回目の訪問の際には、その上にレスブリッジ市民の温かさを、思いがけず心の底から味わう機会に恵まれました。事の発端は、派遣生徒が現金の盗難に遭ったことからでした。治安面においては、日本より悪いということで、旅行会社の添乗員や引率者から注意を受けていたわけですが、ちょっとした心の隙を突かれてしまいました。ホストファミリーの母親は、まるで自分のことのように心配をし、その子供も泣いていました。

その後、この事件が地元の新聞の第一面に掲載さ

れ、「日本から交流に来た中学生に、こんな仕打ちをするのはレスブリッジ市民の恥だ」というコラムまで掲載されました。その日の夕方には、受け入れ側の中学校で一人の男性が私を待ってみえました。その人は、関市とレスブリッジ市の交流の橋渡しをしていただいたダービン・バビュック氏でした。彼は、「新聞を見て大変ショックを受けました。レスブリッジ市民の一人として、おわびを言いに来ました。」と言われました。この一言を言うために、彼は私をずっと長い時間待ち続けてみえました。何という優しさなのだろうと感動しました。

新聞に掲載されて以来、事態は私たちの予想もしない展開を見せ、多くの人々から寄付が寄せられてきました。あっという間に、被害金額を超える寄付の申し込みがありました。受け入れ側の中学校の先生と父兄たちは、被害額を超えた時点からの寄付の申し出は、すべてお断りをしていました。匿名で寄付をする人。「寄付を子供たちに直接手渡しをしたい」と、三時間もかけてやって来ていただいた癌と闘っている老夫婦。寄付は受け付けてもらえなかったもので、さよならパーティーの時に、トウモロコシの差し入れとそのパーティー会場まで「リムジンの乗用車バス」で送迎をしていただいたポテト工場のプラントマネージャー。その他、本当に数多くの市民の皆さんの優しさに触れることができました。すべての人々が、子供たちにレスブリッジ市での苦い思い出を消し去ろうという強い思いを込めた善意でした。

その後、この一部始終が再び新聞の第一面で掲載され、さよならパーティーでは、寄付をしていただいた方々も招待され、また地元のテレビ局も取材に駆け付けました。

お別れの日の集合場所や空港では、涙のシーンの連続でした。そこには、国籍も国境ありません。子供たちとホームステイ先のファミリーが流した涙は、まさに心と心が交流できた「結晶」です。子供たちは、ファミリーの信じられないくらいの親切さと

温かさを、心のカバンいっぱい詰めて帰って来ました。そして、子供たちは、ファミリーに対しても大きな感謝の気持ちを、彼らの心の中に置いて帰って来ました。

私たち全員が、言葉では言い表せない感謝の気持ちで一杯でした。もちろん事件・事故は無いほうが良いに決まっていますが、この事件を通して、子供たちや引率者の全員が、国籍を越えた彼らの心の温かさを実体験できて本当に幸せでした。



人生初の乗馬体験



カナダの馬とも、ふれあい



歴史資料館の館長と

旭川会 『カラオケのススメ』

旭川土地家屋調査士会 山内 和夫

我が会の会員自慢として旭川会がご紹介いたしますのは山内和夫会員です。山内和夫会員は土地家屋調査士会、司法書士会、行政書士会などの役員を数多く務めてきたばかりでなく、中小企業家同友会旭川支部長、旭川市共同募金会会長、大成市民委員会会長など、その温和で誠実な人柄で、多くの団体で指導的な役割を果たしてきました。

旭川土地家屋調査士会 広報部長 蔦森邦彦

私は、昭和27年に土地家屋調査士の資格を取得してから今年で60年になります。

その私が一番大切なことは健康。健康でなければ仕事を続けることができません。

以前ある講演会で、大学教授が健康について「なるべく車に乗らないで歩くこと」また別の教授は「規則正しい生活とカラオケで歌うこと」等でした。また、それと相前後して、私は旭川を代表するカラオケの団体である「鈴木宗敏歌謡連峰大雪山」の会長を頼まれたこと等が私のカラオケの起因となりました。その会長を頼まれた当初は、旭川で行われる大きなイベント「旭川歌謡音楽祭」で会長として挨拶をする程度と考えていましたが、この団体は、旭川出身で作詞、作曲家として活動するかたわら地域の音

楽文化向上に活動している鈴木宗敏先生を市民有志が支援する音楽団体で、その旭川歌謡音楽祭は年に一度開かれる歌の祭典です。この歌謡音楽祭は一流プロ歌手を招聘、全道から選抜されたアマチュアのコンテスト、そして会員による練習成果を披露する場と、自分だけが楽しむ歌のレベルでない大きな歌の祭典なのです。なお、このコンテストでチャンピオンに輝くと全国大会に出場することができ、プロ歌手になるチャンスが与えられるという大きな大会でもあります。今まで特別ゲストとして、北島三郎さんを始め坂本冬美、堀内孝雄、鳥羽一郎、加門亮、山本譲二、松原のぶえ、キム・ヨンジャ、伍代夏子、チェウニ、田川寿美、大月みやこ、門倉有希、森雄二、多岐川舞子、山川 豊、大川栄策さん他そう

そうたる歌手の方々に出演していただきました。当初このような大きな団体の会長を引き受けてしまって後悔していました。何故なら、旭川市が関係する歌の催しには会の代表として歌う機会が多々与えられるようになったからです。毎年年末に行われる旭川観光協会主催の「旭川歳末音楽の夕べ」には毎年出演して今年で10年になります。出場の度、できるだけ新しい歌を唄うように努めていましたが、最近では古い歌の方が情緒があり年配の人に受けが良いので今では古い思い出のある歌を唄っています。そのおかげで今ではマイクの使い方も上手になり、大勢の人の前でもゆっくり挨拶ができるようになりました。他人の唄を聞くとその人柄や性格もわかります。普通3000CCあるとされている肺活量も1000CC位しか使っていないそうですが、歌を唄うことによって肺活量を一杯に使うことになり、肺は血を綺麗にすると、すなわち綺麗になった血が全身に回るようになるから、身体によいということです。先の教授ではありませんがカラオケで歌を唄

うと健康になるというのは本当でした。そんな訳で私が今こうして元気でいられるのもカラオケのおかげで、今では土地家屋調査士より興行師？としてボランティアが多くなり、上川神社祭露店実行委員長、上川神社第三祭典区氏子総代、弁天神社氏子総代、さんろく祭り旦那衆総代、願成寺檀家総代長、旭川市大成地区市民委員会会長等々、沢山の役職をさせていただいています。

健康管理維持のためにも、どうぞ皆さんもカラオケを楽しめますようお勧めいたします。



土地家屋調査士の本棚

聴く力 伝える技術 人間関係の誤解を解くメディエーションの極意

田中圭子 著

内 容

「対立する人同士の間にもめごとを解決したい」「相談者に納得してもらえたい」「対話の基本や本質を学びたい」という方へ、企業、団体等でトレーナーを務める著者が、もめごとやトラブルが起きたときお互いの事情や感情のすれ違いを1つずつ確認し、話し合いに導く「もめごとの解決技術」をわかりやすく解説。オフィスでのいざこざ、教育現場での活用事例や騒音をめぐる近隣紛争などの身近な事例が中心。



A5判 280頁
定価(税込) 2,520円
割引価格(税込) 2,270円
送料無料
発刊元：日本加除出版株式会社
発行日：2012年7月26日

発行・販売 日本加除出版株式会社 <http://www.kajo.co.jp/>

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 電話：03-3953-5642 (営業部) FAX：03-3953-2061

ホームページまたは電話、FAXにてお申し込みください。



日本マンション学会 2012北海道大会 開催

被災マンション復興支援のための法制度改革を巡って

2012年5月26日(土)～27日(日) 於 北海道大学

メインシンポジウム

「被災マンション復興支援のための法制度改革を巡って」

パネルディスカッション

「被災マンション解体・処分に関する法整備試案を考える」

コーディネーター

折田 泰宏(弁護士・前日本マンション学会会長)

パネラー

鎌野 邦樹(早稲田大学教授)

長谷川 洋(国土技術政策総合研究所)

小林 秀樹(千葉大学教授・日本マンション学会会長)

フロア発言

松澤陽明(弁護士)

花房博文(創価大学教授)

松岡直武(土地家屋調査士)

第1分科会 「東日本大震災・各地域の被害・復興状況」

第2分科会 「超高層マンションにおける防災とコミュニティ形成に関する調査報告」

第3分科会 「マンションとの地域連携の基層」

第4分科会 「マンショントラブル解決に向けて」

第5分科会 「マンションのエネルギー消費と外断熱改修」

第6分科会 「マンション再生の課題」

第7分科会 「超高層マンションの維持管理」

第8分科会 「住宅施策の行政取組みアンケート結果」

第9分科会 「最近のマンション紛争と裁判」

久しぶりの青空とさわやかな初夏の風が新緑の香りを届けてくれる5月最終の週末に、日本マンション学会の第21回北海道大会が、北海道大学の工学部を会場に開催された。ポプラ並木とライラックの花が咲く大学の構内とは思えないくらい広大な敷地には、バスで移動したくなるほど離れて、いくつもの学部棟が建つ。

平成24年5月26日～27日の2日間にわたり、2010年に新法人として引き継がれた一般社団法人日本マンション学会の主催により、大会は、9つの分科会と被災マンション復興支援のための法制度改革を巡るパネルディスカッションを含むメインシンポジウムが、日本土地家屋調査士会連合会ほか多くの団体と開催地である北海道、札幌市、北海道開発局、札幌土地家屋調査士会の後援で開催された。北海道では、学会設立直後の1993年秋の研究会、2006年の大会に続き、3回目となる。

日本マンション学会では、昨年の東日本大震災を受けて、東日本大震災特別研究委員会を組織し、マンションの「区分所有関係解消」制度の必要性やマンションへの配慮が不十分とされる復旧支援制度への

提言等について検討してきた。震災直後の6月には緊急提言を発表し、今回は、それを具体的な政策提言へ向けて、会場には、全国からの大学教授、弁護士をはじめとする実務家、マンションの管理業務に携わるさまざまな分野の専門家が集い、積極的に議論に参加した。

そのなかの第4分科会においては、マンショントラブル解決に向けて、すなわち老朽マンションの建替え等での住民の合意形成に関し、裁判(調停)や司法型のADRではなく、当事者同士の徹底した話し合いによる解決が求められることから、弁護士、研究者に、ADR実践の先駆者として土地家屋調査士からの立場で、日本土地家屋調査士会連合会の松岡直武名誉会長からの報告があった。

——メインシンポジウム——

またメインシンポジウムでは、折田泰宏弁護士から、本大会が、被災マンションの復興のための諸制度の改革に向けて具体的な提言を政府に提出していくための政策提言のとりまとめをするシンポジウムとしたい趣旨説明がされた。そのうえで、早稲田大

学の鎌野邦樹教授から「被災マンションの解体・解消に関する法制度のあり方」、国土交通省の国土技術政策総合研究所の長谷川洋氏から「被災マンション復興支援のための行政法制度整備」、創価大学の黒木松男教授から「東日本大震災のマンション損害と地震保険法の改正問題」、神戸大学の西一嘉教授から「地震防災学からの検討」の4つの報告がされた。

鎌野教授の報告では、阪神・淡路大震災と同様に東日本大震災は、マンション学ないしマンション法に対して、新たな課題を投げかけた。それは被災したマンションの解体決議に加え、「区分所有関係解消」決議に関する議論が提示された。すなわち被災マンションについて現行法は、建物の全部滅失の場合の建物の「再建」の決議、大規模一部滅失および小規模一部滅失の場合の「復旧」の決議の3つの法的措置を設けている。しかし、その手続だけでは困難を来す場合が紹介され、「区分所有関係の解消」制度の導入に関する法的な検討が加えられた。すなわち従来からの「復旧・建替え」という選択に「解体の上区分所有関係の解消(清算)」制度の創設を提案するものである。

これは、阪神・淡路大震災における被災マンションの再建(建替え)の支援制度として制定された法律である「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」をはじめ、その後の「被災者生活再建支援法」等、さまざまな法整備がある中で「建物の区分所有等に関する法律」に規定された「復旧及び建替え」の他に、いずれにも該当しない場合の対処として、すなわち法律で、建替え決議に賛成しなかった区分所有者に、売渡し請求等を規定している現行の手続以外に、具体的には、マンションの「8月所有関係の解消(清算)」という選択肢の創設を提言していることである。

この議論に関して、後半のパネルディスカッションにおいても、コーディネーターに折田弁護士が、パネラーには、鎌野教授、長谷川氏、マンション学会の小林秀樹会長(千葉大学教授)の3名による掘り下げた議論が続けられた。そこでは、この「解消(清算)」制度を、被災マンションに限定するのか、老朽

化したマンションを含めてマンション一般にも適用するのかの議論となった。すなわち区分所有法を改正するのか、被災マンション法の改正にとどまるのか。さらに財産権の補償を必要とするのか。これは、制度設計のあり方として「解体・処分」を一体として考えるのか、「解体」と「処分」は別々に考えるのかということでもある。マンション学会としての政策提言とは異にするが、小林教授の私案では、被災マンションに限らず、老朽化したマンションについても多数決での「解消」制度を提言している。これは、現実には建替えが不能なマンションが存在する以上、維持・管理を続け、最後の段階として、「解消」制度を法整備するものであるとする。

また、このマンションの「解消」に伴い、「団地」に関しての現行法の規定に基づく場合に、さまざまな複雑な問題が発生することから、実務の立場での土地家屋調査士からの不動産登記手続に関する提言が、松岡名誉会長からフロア発言として報告された。以下、その内容の一部をご紹介します。

【松岡発言要旨】

これまでは『建替え若しくは大規模復旧を要する程度の損壊』の場合を想定して議論が進められていたが、今次の災害では原発事故により、場合によっては数十年もの超長期間の帰宅困難地域—即ち建物が現存していても住居等として使用することが不可能な事態—が生じることを経験した。

このことから住形態が多様化している都市部の災害下では、一戸建て住居だけでなく、マンションであっても、建築物としては存在を続けても、使用することができないということもあり得ることを学んだ。

さらに、大規模災害に限らず、建物の老朽化の場合も含め、『区分所有関係解消』について議論が展開され、新たな実体法の立法措置をされることは重要であるが、同時に不動産登記関連法等の手続法についても検討される必要があると考える。

そして、その場合には単独棟である場合よりも団地を形成するマンション群の内の1棟又は数棟のみが「区分所有関係を解消」したい場合の方がより課題が多いと考える。

区分所有関係の「解消」で、土地・建物の権利関係はどうなるのか、という点において、団地の構成要素と管理規約上の問題があり、団地型のマンションの場合、団地建物に、現に適用されている管理規約において構成する建物群に関して、そのうちの1棟ないし数棟が取り壊された場合、跡地に新しいマンションを建てるにしても、更地状態にして敷地を売却等する



パネルディスカッション(折田、鎌野、長谷川、小林各氏)



日調連松岡名誉会長

場合においても、新たな建物群は当初の団地を構成していた建物群とは異なる建物群であることから、同一性の検証、すなわち従前の団地関係をいったん消滅させ、新しく組成された建物群およびその敷地を対象とする団地が新たに形成されたと考え、新たに団地規約を設定することとなるのかどうかの検証が必要である。

また団地敷地全体で「解消」棟が建っていた位置が、最端部に建築されていて、たとえばその部分を分筆・処分しても他の建物には何ら影響がないのか、もしくは新たに区割り(分筆)される分割線によっては従前の団地敷地を分断することになるのかによっても対応が異なるものとする。さらに建築関連法規上の問題、敷地についての共有物分割請求に関する課題がある。

不動産登記法および登記手続実務上の問題として、たとえばマンションの敷地を分筆する場合、原則として敷地所有者の全員が申請人となって登記申請しなければならない。もっとも先例では、裁判または和解により一定の要件を満たす場合に、代位申請できるとしているが、原則としては、共有者全員からの申請となる。

さらに共有物分割の方法により権利関係を整理する手続においても、解消棟と残存棟の区分所有者の全員はもとより、実質的には担保権が設定されているときには担保権者の協力も必要となり、相互に所有権を移転するための登記手続が必要であり、戸数や棟数の多い大規模な団地の場合の困難さは想像に難くない。単独棟型マンションの区分所有関係「解消」の場合に比べ、団地構成型マンションの場合の登記手続は膨大かつ煩雑な手続を経なければならない。

そこで、区分所有関係「解消」に伴う不動産登記手続を含む課題を克服するため、次のことが検討される必要がある。

- ・分筆登記の申請手続要件の緩和
- ・残存棟・解消棟の各区分所有者相互間の土地の所有権共用持分の移転の登記の手続要件の緩和
- ・たとえば「マンション等の区分所有関係「解消組合」の制度を設け、所有者に代わって遂行することができる制度を採用することや、「解消」棟の区分所有権および敷地利用権を信託する等の方法の検討

- ・団地内の一部の棟の取壊しによる団地を構成する団体の同一性、従前の団地関係の中で設定された団地管理規約および関連諸規則の有効性の検討
- ・残存棟および敷地について、団地の一部の棟を取壊し、敷地を分筆・売却した場合の残存棟に生じる行政法規上の諸問題を解決する方法
- ・団地の中の1棟または数棟の建物を取り壊し、区分所有関係を「解消」する場合の特別の措置としての立法(不動産登記手続の簡略化を含む)検討以上、問題点を指摘し具体的な提言がなされた。

この部分は、特に「団地」に関しては、新たな「解消」制度を考える際には、不動産登記に関する議論として、土地家屋調査士の実務にも直結する部分であり、今後注目されていくところである。

このシンポジウムでは、パネルディスカッションにおけるパネラーの発言に加え、フロアからも多くの発言を取り入れ、シンポジウムの会場での議論としてのマンション学会からの七つの政策提言が掲げられた。

- (1) 多数決によって、区分所有関係の解消を可能にすること。被災時に限定した「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」(いわゆる「被災マンション法」)の改正。
- (2) 東日本大震災のマンション損害を踏まえた地震保険法の改正に関しての提言。
- (3) 災害救助法にもとづく「住宅の応急処理制度」の課題と制度整備に関しての提言。
- (4) 被災者生活再建支援法による「被災者生活再建支援制度」においてマンション管理組合からの請求を可能とする提言。
- (5) 専門家派遣の支援に関する提言。
- (6) 液状化によるマンション被害のあった浦安市等での敷地内でのライフラインの停止・被害への支援制度の提言。
- (7) マンションを地域の防災面で活用していくこと、すなわちマンション住民の避難所として整備することで、地域の準避難所として位置づける提言。

七つの政策提言は、NHKテレビのニュース報道として、東日本大震災後の被災マンション復興への提言として、小林秀樹マンション学会会長からのコメントが、オンエアされた。実務者レベルにおいても、災害等にともない積極的に法制度の検討、新たな制度の創設等を提言していくことの必要性和重要性を感じた。

広報員 中原章博(札幌会)

会長レポート

REPORT

7月16日
～8月15日

7月18日

柴山理事ご令室の葬儀

連合会を代表してご葬儀に参列しました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

24日

自由民主党への概算要求説明(稲田朋美衆議院議員来館)

関根副会長、竹谷専務理事同席

羽田雄一郎国土交通大臣への表敬訪問他

関根副会長、竹谷専務理事同席

大臣ご就任へのご挨拶とともに、土地家屋調査士制度の理解を求め、引き続きの支援をお願いした。

26日

第6回正副会長会議

各副会長、専務理事、加賀谷総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について

26日～27日

第2回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

<審議事項>

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 不動産精査情報提供業務の拡大PTの設置及び制度対策本部員の追加選任について
- 4 各種委員会委員等の選任について
- 5 第8回土地家屋調査士特別研修の実施計画について

原案どおり承認された。

<協議事項>

- 1 コンプライアンス・プログラム改訂方針について
- 2 第8回土地家屋調査士特別研修の実施方について
- 3 土地家屋調査士特別研修受講促進パンフレットについて
- 4 eラーニングの各ブロックからのコンテンツ提供について
- 5 支給済み日額手当の精算について

28日

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会「平成24年度定時総会」

九州ブロック協議会総会に出席。セレモニーにおいて、始めに福岡法務局長の代理として樹下芳博長崎地方法務局長が祝辞を述べられ、続いて中村法道長崎県知事の代理として網代秀人総務部次長そして、田上富久長崎市長がそれぞれ祝辞を述べられた。総会、式典とも盛会裏に開催され、九州ブロック協議会の団結力に敬意を表します。

8月1日

民主党法務部門会議による税制改正要望についてヒアリング

関根副会長、竹谷専務理事 全調政連から横山会長、小沢幹事長同席

連合会会長として挨拶をし、関根副会長から、1. 東日本大震災の被災地における地図修正作業にかかる予算措置について、2. 法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図の作成作業の推進と必要な予算の確保について、3. 政府の施策に基因する特定認証局運用システム改善経費の支援について、4. 公共嘱託登記関連業務等の発注における環境整備の要望 法定業務を対象とする公共調達の入札参加資格区分に「土地家屋調査士業務」を設けること等4項目について要望を行った。

民主党議員団から小川敏夫前法務大臣、谷博之法務副大臣、松野信夫法務大臣政務官、黒岩宇洋議員、辻恵議員、中屋大介議員、山尾しおり議員、階猛議員、江田五月議員ほか議員秘書。法務省から江原民事第二課長、清水係長の出席。

8日

保岡興治前議員「保岡興治モーニングセミナー」
作家の北康利氏の明治から戦後の日本を創った男たちの「志ありき」についての講演を拝聴した。

民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会
関根副会長、竹谷専務理事、全調政連から横山会長、市川副会長、小沢幹事長同席
議員連盟規約に則り、会長は小川敏夫議員が留任、事務局長に金子恵美議員が新任、顧問に平岡秀夫議員、幹事に黄川田徹議員が新任された。
今後の議員連盟の活動に対して、民主党法務部門会議で要望を行った各事項について更なる活動として要望を行った。

9日

高村正彦議員「第24回朝食勉強会」

竹谷専務理事同席

現在の政治状況の報告がありました。用意されたテーブルでは着席が間に合わぬ程の参加者があり盛会裏でした。

滝実法務大臣への表敬訪問

関根副会長、竹谷専務理事、全調政連から横山会長、市川副会長、小沢幹事長同席

大臣ご就任へのご挨拶に伺うとともに、地図修正作業、不動産登記法第14条地図作成作業の進捗状況の説明と、今後の予算措置に対する要望を行う。30分以上に亘る会談は大変有意義でありました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

公嘱協会情報

Vol. 97

平成24年度地図作成総括責任者養成講座 A講座の開催について

地図作成総括責任者養成講座は今年で3回目を迎え、回を重ねるたびに講座スタイルも変化してきており、特にワークショップ形式の講座に掛ける時間が1回目、2回目より増えてまいりました。

講座の開催に際し、全公連 柳平幸男会長からの挨拶では、全国の協会が公益社団法人として次々と移行認定を得ていることや、「国民の権利の明確化推進事業」により積極的に我々が関与し、民による公益事業を推進していく必要性等の説明がなされました。

A講座は7月19日から3日間の日程で行われ、前半の2日間は昨年と同様の国土交通省 土地・建設産

業局地籍整備課の出口智恵様、元東京法務局長の寶金敏明様、元表示登記専門官の山崎耕右様、全国国土調査協会の國見利夫様の各講師と内部講師の三好



出口智恵講師



寶金敏明講師



山崎耕右講師



國見利夫講師



三好卓也委員

卓也委員による講演、残る1日は「地図作成作業計画の策定」というテーマでワークショップを行うというスケジュールでした。

また、今年は各講師から2問ずつ設問を用意していただき、2日目の夕方には研修内容の理解度を確認するための試験を受けてもらいました。

なんとこの試験、柳平会長をはじめ地図作成研修実施委員の我々全員も全講座開始前に受けており、実施する側にも厳しい講座であることを実感いたしました。

講座が始まると、全国各協会の理事長から推薦を受け集まった土地家屋調査士は、精鋭揃いで受講者というよりはお互いが講師のような雰囲気すら感じられました。このような一線級の人材が一同に会し、研修を受ける機会は希有ではないでしょうか。しかも、この講座は受け身の一方通行で研修を終了させるのではなく、班分けをしてワークショップでブレインストーミングを行い、最後に各班が意見集約し発表(鬱積したストレスを発散?)してもらいます。この講座の目的は、学習をするというよりは、既に全国に点在している有能な人材が集まり、彼らにブレインストーミングを行ってもらうことによりその能力が無限大に発展していくことを実感していただくとう企画しているのです。その湧き出た意見を集約し、いかに専門用語を用いず独創性があるマネジ

メントをできるか討議してもらいたいと考え、その内容を我々委員がデータベース化して、全国の公嘱協会のための財産としていかなければなりません。

全国から集まった受講者には今回の講座で収集したグローバルな知識や能力をローカルに持ち帰って、培ったマネジメント能力を各協会の事業推進や官公署へのアドバイス等実務にフィードバックさせた上で、11月1日から3日間開催するB講座で、もう一度、仕上げをしていただく予定です。

(地図作成研修実施委員会 委員 高見 雅之)

今後の会議予定

8月22～23日	第8回正副会長会議
8月23日	IPU委員会
8月23日	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会との協議会
9月14日	九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月22日	中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月28日	近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月3日	第2回監査会
10月3～4日	第5回理事会
10月5日	四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
11月1～3日	平成24年度地図作成総括責任者養成講座B講座

第十回 衛星測位と地理空間情報フォーラム

2012年5月16日(水)、経団連会館(2階)国際会議場において、「第十回 衛星測位と地理空間情報フォーラムー衛星測位を利用した時空間情報が社会生活とビジネスを変えるー」と題して、財団法人衛星測位利用推進センター主催によるフォーラムが開催されました。今回のフォーラムは、「実用準天頂衛星システムの利用と海外展開に向けて」をテーマに、G空間情報を高度に活用する社会の実現や新たなビジネス機会の創出に向け、幅広く情報交換する場としてのフォーラムです。

地理空間情報活用推進基本法(平成19年5月30日法律第63号)、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で、地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要(第一条)、政府は、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない(第九条)に基づき、地理空間情報活用推進基本計画(従前の計画：平成20年4月15日閣議決定→新たな計画：平成24年3月27日閣議決定)を策定。新たな課題に対応し政府及び産学官が一体となって「地理空間情報高度活用社会」を目指すことが確認されました。

新たな地理空間情報活用推進基本計画の主な施策は、

方針1：地理情報システム(GIS)に関する施策

- ・利用者にとって価値のある使いやすい地理空間情報を適切に更新・整備
(電子国土基本図、国土・海洋の基礎的な地図情報等)
- ・地理空間情報の活用手段・活用範囲の更なる拡大
(地名のコード化の推進、屋内外シームレス測位のための位置基盤整備など)

方針2：衛星測位に関する施策

- ・実用準天頂衛星システムの速やかな整備
(2010年代後半を目途に4機体制、将来的に7機体制を目指す。)
- ・産業界と連携した積極的な利活用と海外展開など
(国際標準化の環境整備、国際連携など)

方針3：地理空間情報を活用した様々な取組の進展と深化につながる施策、地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策

- ・国が率先して活用することにより、社会全体における活用の拡大
(森林管理におけるGIS活用、緊急通報における活用、農業自動化システムなど)
- ・社会全体における情報の共有・相互利用のための



仕組みを整備

- (情報検索・入手など窓口ワンストップ化など)
- ・適切な整備・流通・利用のためのルールの整備
(標準化、国の安全への配慮、研究開発、普及啓発、人材育成など)

方針4：震災復興・災害に強く持続可能な国土づくりに関する施策

- ・速やかな復旧・復興に資する地理空間情報を整備・活用
(地震や津波により土地境界が不明確になった地域における地籍再調査等の支援)
- ・今後の災害に備えた地理空間情報の整備・流通・活用
(海底地殻変動監視の推進、総合防災情報システムの機能拡充、震災後の空中写真により災害復興計画基図を作成、データ変換等により成果のズレを補正、補正が困難な地域は再調査。地籍調査未実施の地域について官民境界の調査等を国が実施)

次に、「準天頂衛星を利用した新産業創出研究会報告」から、準天頂衛星システムによって想定されるサービスの高度化事例の紹介がされました。

(1) 準天頂衛星システムの利用により、より詳細なナビゲーションサービスや精度の高いトラッキングサービス等が可能になり、屋内測位システムと連携することによって、高精度な屋外・屋内のシームレス測位に基づくサービス提供も可能となる。

(2) カーナビゲーションシステムの高度化、事故のないモビリティ社会の実現

準天頂衛星システムの利用による高精度測位により、道路幅レベルよりも進んだ車線レベルでの位置情報の取得が可能になる。なお、高仰角から来る準天頂衛星の信号を利用することで、高層ビル街や山間部のマルチパスの影響を低減させることが可能になる。

(3) 列車走行制御及び踏切制御への利用

鉄道の要求基準を満たすことが可能になれば、移動閉塞や踏切制御等に利用することも可能となる。また、地上設備の効率化による制御システム全体のコストダウンも期待できる。

(4) 農業機械の自動運転

農業機械を適切な速度で自動運転させることが可能となり、農業の省力化や自動化が期待できる。農業機械の自動運転によって、農業の大規模化への対応ばかりでなく、霧などの悪環境下や夜間においても農作業を実施でき、環境に左右されない農耕作業が期待できる。

(5) 災害時の情報提供や安否確認への活用

東日本大震災においては、GPSが防災や救難活動に広く用いられた。地上系の通信網に頼らない測位衛星システムは、今後、国民の安心・安全を守る観点からも必須の基盤的インフラである。また、防災センター等に情報を送ることを可能にする双方向通信機能により、災害発生時には、被災者の安否状況や周辺被災状況等を携帯電話等の端末から送信することが可能となる。

また、準天頂衛星システムを利用した産業の海外展開の可能性と課題について、

(1) アジア・オセアニア地域へ、準天頂衛星システムを利用した産業をどのように展開していくか。

○準天頂衛星システムにおけるアジア・オセアニア地域のサービスエリア

GNSS(世界の測位衛星システム)は、①GPS(米国)…31衛星稼働中、次世代GPS(-Ⅲ)を順次打上げ予定②GLONASS(ロシア)…24衛星稼働中、新世代の「GLONAS-K」打上げ開始③Galileo(EU)…2機軌道上、2機打上げ待

機、14機製作中、6機調達中、追加8機調達決定(2012/02/02)、30機体制フルサービスを予定④Compass(中国)…IGSO5機打ち上げ、2月GEO打ち上げ、4月ME03・4号打ち上げ、6月ME02・5号予定、2012年中にGEOもう1機予定。2012年末までにアジア地域でサービス開始。2020年までに35機でグローバル化⑤IRNSS(インド)…2012年第二4半期から打ち上げ開始(IGSO4機+GEO機3機)、2015年運用開始⑥QZSS(日本)…「みちびき」打上げ、4機体制予定、将来的には7機体制を。現在80機、2020年秋までにGNSS衛星は世界で130機を超える。

「みちびき」は、日本とオーストラリアの上空を8の字を描く準天頂軌道を通るため、日本ばかりではなく、中国、韓国、オーストラリア、東南アジアからでも受信でき、QZSのサービスを利用することが可能。アジアでは世界のどこよりも早くマルチGNSS測位を享受できる。アジア・オセアニア地域でマルチGNSSの利用推進を目的に、利用実証の共同実験を推進する枠組みを2010年に立ち上げた。→マルチGNSSアジア(MGA)。

○アジア・オセアニア地域における各国のニーズ
※地域全体の特徴としては、自然災害が多いため防災システムへのニーズが高い。

その他には、精密農業や大規模鉱山での利用ニーズが高い。

(2) アジア・オセアニア地域における関係諸国との連携、協働体制の構築

受入国側の実情の把握、国別の実情に合わせた協力体制の段階的構築、実証実験等の取組を通じた連携体制の継続、オールジャパンの体制構築など。

(3) 準天頂衛星初号機「みちびき」を用いたビジネスモデルの構築

利用実証の蓄積による技術的課題の解決、ビジネスモデルの実証の実施、社会実証の実施、利用促進策の実施、簡易メッセージ送信機能の実証の実施など。

(4) 準天頂衛星システムの利用に必要な運用体制の整備、技術開発の推進、社会制度の整備

宇宙戦略室(仮称)を中心とした関係省庁の連携体制の整備、準天頂衛星システムの利用拡大に関する産業界における体制整備及び取組強化にかかる支援、関連する技術開発の着実な実施、安全性・信頼性等の規格化やその認証スキーム等の検討、妨害行為等への各種規制の検討、海外展開を視野に入れた人材育成、国際標準化を見据えた体

制整備など。なお、その際には、地理情報システム(GIS)等との連携を図りつつ、G空間社会の実現に向け、準天頂衛星システムの利用に関する機運の高まりを醸成していくことが重要である。

最後に、

今後、我が国としてどのように取り組むべきかとして、

- ①GNSS関連の国産技術の開発及び涵養が必須(国内教育・研究機関で組織化を図り、重点的に取り組む。)

受信機・受信技術開発／各種解析ソフト開発／各種応用、技術開発等／自主開発国産技術による海外協力推進。

- ②自主開発の補強信号を創造することにより、技術者の養成と技術の定着を図り、継続的自主開発を進める。国内教育機関の連携を図り、教育

プログラムの作成に取り組む。

インターン・シップを通じて企業との連携、企業内技術者教育、海外展開、国際貢献の受け皿、発展途上国の学生の受け入れ、海外教育機関とのコラボレーション(アジア・オセアニア)など。

また、今後の課題としては、

準天頂衛星システムの整備に関する計画、方向性の明示、補強信号について国際標準策定団体への提案の開始などが挙げられ、最終目標として、2010年代後半を目途に、わが国を含むアジア・オセアニア地域において、準天頂衛星システムによるサービスを安定的に享受できる環境を整備する、との報告で締めくくられました。

広報員 羽鳥光明(東京会)

会 務 日 誌

7月16日～8月15日

7月

17日～18日

第1回地図対策室会議

＜協議事項＞

- 1 国土調査法第19条第5項について
- 2 登記所備付地図作成作業について
- 3 不動産登記法第14条地図作成作業に係る解説書の作業項目にあった積算基準について

18日

第1回筆界特定制度推進委員会

＜協議議題＞

- 1 平成24年度の日調連筆界特定制度推進委員会の事業執行方針について
- 2 ブロック単位等での研修開催指針となるものの作成について

18日～19日

第1回日調連ADRセンター委員会

＜協議議題＞

- 1 平成24年度の日調連ADRセンター委員会の取組みについて

19日

第2回編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 平成25年度の連載について

- 3 各広報員からの報告

- 4 不動産登記法第14条地図作成の状況を広報するコーナーについて

- 5 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社会貢献事業について

- 6 8月号の編集状況について

- 7 9月号～11月号の掲載記事について

- 8 8月号以降の表紙に使用する写真について

- 9 原稿料について

20日

第1回業務統計等検討委員会

＜協議議題＞

- 1 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」の調査方法及び設問内容等について

第1回特定認証局運営委員会

＜審議事項＞

- 1 日調連特定認証局更新認定に係る規程等の承認について

＜協議事項＞

- 1 鍵更新及び暗号移行について

第2回総務部会(電子会議)

＜協議議題＞

- 1 平成24年度総務部事業計画(案)に基づく執行計画について

- 2 平成24年度第1回全国ブロック協議会長会

同の運営等について

- 3 平成24年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 暴力団排除条例に関する連合会における指針について
- 5 書籍「3.11大震災の記録ー中央省庁・被災自治体・各土業等の対応」の各土地家屋調査士会へのあっせんについて

23日

第4回業務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 改訂版土地家屋調査士調査・測量実施要領の内容について

24日

第1回業務受託環境整備PT(電子会議)

<協議事項>

- 1 平成24年度業務受託環境PTの取組みについて
- 2 土地家屋調査士法人等が受託した業務に係る現地調査と情報収集について

26日

第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について

26日～27日

第2回理事会

<審議事項>

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会則モデルの一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 不動産精査情報提供業務の拡大PTの設置及び制度対策本部員の追加選任について
- 4 各種委員会委員等の選任について
- 5 第8回土地家屋調査士特別研修の実施計画について

<協議事項>

- 1 コンプライアンス・プログラム改訂方針について
- 2 第8回土地家屋調査士特別研修の実施方について
- 3 土地家屋調査士特別研修受講促進パンフレットについて
- 4 eラーニングの各ブロックからのコンテンツ提供について
- 5 支給済み日額手当の精算について

第2回理事会業務監査

8月

2日

第1回オンライン登記推進室会議

<議題>

- 1 オンライン登記申請の更なる促進に向けた法務省及び関係省庁へ提言等について
- 2 オンライン登記申請のために必要なツールの精査、改善について
- 3 行政手続のオンライン利用の範囲の判断及び重点手続に係る業務プロセス改革計画について

2日～3日

第1回日調連技術センター会議

<協議議題>

- 1 認定登記基準点の位置情報公開システムの運用について
- 2 地図情報・位置情報・地籍情報の世界と日本の動向について
- 3 今後の土地家屋調査士に必要な情報の活用方法について
- 4 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の収集及び活用方法について
- 5 権利関係を明確にする図面提供について(地積測量図に替わる新たな図面)
- 6 レンタルサーバーの対応について
- 7 (財)衛星測位利用推進センターの動向と対応について
- 8 登記基準点測量作業規程以外の計測方法の制度化の検討
- 9 国土調査法第19条第5項における認定登記基準点の利用について
- 10 不動産登記法第14条地図作成作業において設置した図根点の認定登記基準点(4級)としての認定の検討
- 11 eラーニングコンテンツ内容の検討

3日

第3回社会事業部会(電子会議)

<議題>

- 1 平成24年度社会事業部事業執行予定表に基づく事業執行スケジュール等の検討について

10日

第1回研究テーマ「地籍管理の国際標準化」会議(電子会議)

<議題>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」について

ち　　う　　さ　　し　　俳　　壇

第328回



八月

水上陽三

龍舌蘭の花ほどに咲かずわが一生
同じ刻慈雨となりたる広島忌
形あるものの稜線今朝の秋
長崎忌坂また坂の道えらぶ
堰の水音平和奏でる敗戦日

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

この星に諍ひ絶へず敗戦忌
手の平で撫でるが如く墓洗ふ
大根撒く時期をずらして二度目撒く
かなかなや数を違はぬ鳩時計
星月夜忘れ得ぬ事また一つ

東京 黒沢利久

麦秋や原発ここになかりせば
母の忌の八月四日空青し
夏満月オリンピックの英国も
原発の功罪いかに青田原
鴉鳴く朝より雨の原爆忌

茨城 島田 操

古井戸に吊して西瓜冷やさるる
子らの数確かめて切る大西瓜
手花火や揃ふ少女の膝頭
仏前に居住まい正す生身魂
父の風もらふ形見の古扇子

埼玉 井上晃一

月揚げて芝生俄かにビヤガーデン
助手席の妻の昼寝をゆるしをり
夏深む老いには老いの身形あり
夏野菜囲みて描く介護園
下校時のわかれの三叉路蟬時雨

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

手の平で撫でるが如く墓洗ふ

墓洗ふは盂蘭盆の行事で勿論秋の季語である。つるつるに磨かれた墓石は、水をかけながら手のひらで撫でるように洗う。それは恰も眠っている人に話しかけるようでもある。墓参りの折などに良く見掛ける光景で、暖かい表現である。

黒沢利久

鴉啼く朝より雨の原爆忌

八月六日午前八時十五分一瞬にして広島を灰燼と化した原爆の日、平和の鐘を合図に全国津々浦々で黙祷が捧げられた頃、連日の猛暑に早つづきの東京は慈雨とも申すべき雨であった。犠牲者を悼んで啼いた鴉も、水を求めてさまよった被爆者を悼む雨であったかもしれない。広島でも、長崎でも平和宣言に盛り込まれた、脱原発の願いが沸き上がっている現状に思いを馳せながら、福島原発事故も考えねばならない今日である。

島田 操

古井戸に吊して西瓜冷やさるる

二十尺三十尺と掘り抜かれた井戸は、格好の冷蔵庫であった。冷蔵庫が普及した今日でも、冷蔵庫で西瓜を冷やすには切るなどしなければ丸のまま冷やすのは難しい。井戸があるならば縄先の籠か網などにいれて丸のまま冷やしたいと思う。ありふれた素材で新味はないが、子供の数を確かめて切るといふ同時発表句とともに懐かしい。

井上晃一

助手席の妻の昼寝をゆるしをり

最近田畑への行き来にも軽自動車を使用することが多い。この場合はそうではないかも知れないが、助手席ですやすやと眠っている女房を労っている気持が伝わってくる微笑ましい一句である。

就任ご挨拶



土地家屋調査士国民年金基金 理事長 海野 敦郎

去る4月13日、土地家屋調査士国民年金基金第58回理事会及び第53回代議員会におきまして理事長に再任されました神奈川会の海野敦郎です。3年の任期中には、基金発展のため皆様から大きなお力添えをいただきたいと思います。私も粉骨砕身努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、年金を取り巻く昨今の情勢は厳しいものがあります。昨年の国民年金支給開始年齢引き上げに関する報道や、厚生年金基金のAIJ投資顧問による年金資産消失問題は年金に対する私たちの信頼を大きく揺るがすものとなりました。しかし、私たち土地家屋調査士国民年金基金は、国民年金の上乗せ給付としての年金で、支給開始年齢は国民年金と連動して変わることはありません。万が一、国民年金の支給開始年齢が遅れても年金基金は規約に従い60歳または65歳(加入されている給付の型により年齢は異なります)が支給開始年齢となります。

また、各土地家屋調査士会を会員として日本土地家屋調査士会連合会があるように、土地家屋調査士国民年金基金をはじめとする25の職能型年金基金、都道府県単位に設立された47地域型年金基金を会員として国民年金基金連合会があります。加入員からお預かりした1口目は基金連合会で、2口目以降は私どもの基金で運用委託をしておりますが、いずれもAIJ投資顧問に運用委託したことは過去を含めまして一切ございません。なお、私どもの基金では、日本生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信

託銀行の五社にリスク分散させて運用委託をしております。(基金連合会における運用委託先につきましては基金連合会のホームページを御覧ください。)

先日、基金事務局に加入者からお電話を頂戴いたしました。その方は基金設立以来、ほぼ掛金限度までお支払いされた方で、試算いたしましたところ十年後には400万円近い年金を受給されるということです。老後のために、不動産収入を期待される方も多くいらっしゃると思います。維持管理、滞納、立ち退き手続など諸々のトラブルを考慮すれば、国民年金基金の有利さは十分検討に値しましょう。加えて、掛金の全額所得控除は忘れてはなりません。これが公的年金の大きな強みでもあります。是非とも、まだ加入されていない会員、家族、補助者の皆様には加入を、すでに加入している方は増口をお勧めいたします。

土地家屋調査士国民年金基金は、平成3年に当時の多くの土地家屋調査士によるご支持をいただき、日調連を母体として設立されました。前述した職能型年金基金には他に医師、薬剤師、税理士、司法書士、弁護士、公認会計士、社会保険労務士などの年金基金があります。若い土地家屋調査士世代に老後の安定した経済設計の柱を示し、また、土地家屋調査士が他の職能と肩を並べて輝き続けるためにも土地家屋調査士国民年金基金の維持、発展は大切です。

私はこれからも土地家屋調査士国民年金基金の隆盛に向けて努力を重ねてまいります。土地家屋調査士の皆様方のあたたかいご理解ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

国民年金基金で、今と未来に確かなメリット

私も
加入して
います！

老後までトク

- 掛金は全額所得控除で税金もお得。
- 掛金は自由に設定。

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
(増口は年度内に1回限り)
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

老後からラク

- 基本は終身年金。だから一生お受け取り。
- 万が一の時にはご家族に一時金も。

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、
長生きリスクに対応できます。
- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が
支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

加入拡大キャンペーン実施中。
詳しくはWebで！！
「土地家屋調査士国民年金基金」
で検索してみてください。

今と未来に確かなメリット
土地家屋調査士

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている
60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ！

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号
シティ音羽2階205号
電話 (03)3943-9691(代)
フリーダイヤル (0120)145-040

東京会

「クライム・エブリ・マウンテン」

田無支部会報協力員 岸 広美



『とうきょう』第590号

一昨年の10月2日八ヶ岳の天狗岳に登った。平地を歩くのも覚束ない脚力で登ったのでへろへろだった。とくに下山時、膝ががくがくになり、帰りの山小屋に通り掛かった時、リーダーの「休まずに下りましょう！」の言葉に「休みたい！！」とも言い出せず(同行者12人くらいで、私たち夫婦が最年少だったのです。)やっとの思いで下山した。

そんな苦行であったが、森林限界(普通の樹木が生育出来ない高度)を越えてからのダイナミックな景観に圧倒され、真っ青な空に感動し、その魅力に取り憑かれた。

それから、^{たてしな}蓼科を起点にしてずいぶんと登った。同行者は配偶者と、時々大学4年の娘。昨年登った主なものとして記憶に残ったことを以下に記す。

大菩薩峠(2,057 m)…富士山が美しい。稜線も美しい。

蓼科山(2,530 m)…カッコウの鳴き声に癒さる。

雲取山(2,017 m)…鹿の楽園、道中長い。

焼^{やけ}岳^{だけ}(2,455 m)…さすが活火山、噴煙と硫黄臭、下山した上高地は猿の惑星。

御嶽山(3,067 m)…暑かった、そんな中で白装束+足袋姿で登

る御嶽講のおじさん・おばさんたちに感心。

乗鞍岳(3,026 m)…2,700 mまでバス、極めて楽ちん。

燕岳(2,763 m)…夕焼け・朝焼けに感動、9月なのに氷点下。

天狗岳①(2,646 m)…秋晴れ、北・中・南アルプスの絶景に酔いしれる。

赤岳(2,899 m)…梯子・鎖場の連続、高度観抜群。

御岳山(929 m)…御獄駅から奥多摩駅まで全て歩き、かなり疲れた。もえぎの湯は1時間待ち。

入笠山(1,955 m)…熊(らしき動物)が10 M先を疾駆！！

天狗岳②(2,646 m)…トレランシューズを履き意気揚々と出かけるも雨上がりの岩に滑り、2度ほど大転倒。

硫黄岳(2,760 m)…爆裂火口は迫力、赤岳・阿弥陀岳の眺望絶佳。

北横岳(2,473 m)…北八ヶ岳は妖しい魅力。

四阿山^{あずまやさん}(2,354 m)…浅間山の眺望良し。

こうして、去年の山行を振り返っていると、どれもが懐かしく楽しい思い出になっている。少ないときでも5～6時間は歩くので疲れるし、翌日・翌々日は筋肉痛なども頻発する。

難しい登山ではないが、危険も

皆無では無い。木曽駒ヶ岳では有名な千畳敷カールの雪渓で約50 m滑落し、焼岳では先行者による落石に肝を冷やし、熊にも遭遇する…こともあるらしい。

それでも、日頃のストレス解消のため、また、行きたくなる。山登りを始めてから体重が軽くなり、心肺機能も高くなり健康状態が良くなった。

ただ、他の趣味に比してお金を使わないかと思ったが、そうでもない、靴・雨具・ウェア・移動費等結構掛かる。特に配偶者のウェアにはずいぶん浪費した。当人は山ガールのつもりだが…

で、タイトルの話、映画「サウンドオブミュージック」の挿入歌だが、主人公マリアを前にして教会の偉いおばさんが、低い声で「クライム・エブリ・マウンテン」と諭すように歌う場面と、主人公ファミリーがナチスから逃れてアルプス越えをするエンディング場面で、計2回使われている。山を歩いているといつも頭の中に「クライム・エブリ・マウンテン」と流れてくる。今年は、本場のアルプスにトレッキングに行こうと目論んでいる。

先日、先輩調査士のHさん、大先輩調査士のIさんと三つ峠山に登った。次は南アルプスに行こうと計画している。

この会報が出る頃には登っているかどうか、楽しみです。



燕岳

大阪会

「今年也大盛況 『スーパーボールすくい』」

中河内支部広報担当副支部長 藤田 好高



『土地家屋調査士 大阪』第306号

中河内支部「東大阪市民ふれあい祭り」に参加しました

5月13日(日)、毎年行われる「東大阪市民ふれあい祭り」が開催され、私たち中河内支部も出店参加いたしました。

当日は、近鉄布施駅からハ戸ノ里駅までの沿線道路を歩行者天国として、パレードのほか道路脇には約200店もの屋台などが出店していました。

私たち中河内支部は、法務局東大阪支局の近くで、1回50円の「スーパーボールすくい」や参加無料の「距離当てゲーム」、そして土地家屋調査士のPR用品(トキ君タオル・ファイル、境界標マグネット、ポケットティッシュ等)の配布を行いました。

午前9時30分にふれあい祭りが始まり、数十台の大型バイク「ハーレー」を先頭に大阪府警音楽隊が続き、幼稚園児やボーイスカウト、河内音頭踊り、市内の中・高校生や近畿大学生によるブラスバンド等がパレードを行いました。

それに合わせて、私たち中河内支部の「スーパーボールすくい」も開店しました。スーパーボールは約4,000個、700人分のポイを用意しました。おそろいの中河内支



部の法被姿の支部員さんの上手な呼び込み勧誘もあって、開店から絶え間なく子供たちが来てくれ、中には2度、3度と遊んでくれる子や、カップ山盛りにすくい取るプロ並みの子もいて、一日中大賑わいでした。

午後からは、神戸清光さんにトランシットを持参していただき、目標を定めてチケットに距離を書いてもらう「距離当てゲーム」(1位から10位までは豪華景品付き)を午後1時30分から1回行いました。参加者の皆様は、真剣に目測され、結果発表も大いに盛り上がりました。また、日頃から距離を観測することに慣れている支部員さんの正確な?いい加減な?目測にも感心しました。盛り上がる「距離当てゲーム」の中、大人気の「スーパーボールすくい」は、4時前に完売となりました。今回は、1人3個のスーパーボールをあげ

るように調整しながらしましたので、前回のようにすぐに店じまいとはなりませんでした。

本会役員の皆様、友好支部長の方々もお見えいただきご声援をいただき、土地家屋調査士のPRにも協力をいただき、ありがとうございました。

日が西に傾いた午後4時ごろに、ふれあい祭りは無事に終了いたしました。ご協力をいただいた役員の皆様、本当にありがとうございました。また、売上金は、すべて東大阪市社会福祉協議会へ寄付させていただきました。



ADRに思いを寄せて

本稿は、平成23年に作成した特別研修受講促進パンフレット「ADR認定土地家屋調査士になろう!」から転載したものです。

明日の宝箱

愛媛会 佐藤 裕三

平成17年に土地家屋調査士法が改正され、土地家屋調査士の業務範囲が広がった。この法改正によって業務の厚みが増したと感じている。しかし、新たに創設されたADR代理業務は“弁護士との共同受任”に限定されており、この業務を目指すADR認定土地家屋調査士にとって越えなければならないハードルとなっている。

しかしながら、私は弁護士共同受任というハードルを越える幸運に恵まれていた。ここで私と弁護士とのADR代理共同受任について簡単に述べてみよう。

共同受任した弁護士とは、約20年前、いわゆるイソ弁(勤務弁護士)時代に知り合い、まもなく彼は独立したが、その後も訴訟関係業務紹介や私の業務に関する法律問題等の相談をお願いするなどつきあいが続き、その間に信頼関係が築けたと思っている。また、私が8年ほど前から個人的にADR活動を始めたことは知っており、何度かADRに関する私の想いを語ってきた。今回の共同受任にあたっては、以上のような信頼関係のうえに立ち、平成18年に設立した境界問題相談センター愛媛(以下「センター愛媛」という。)の内容・理念など十分話し合っ得承諾を得、またADR業務共同受任に関する契約の内容を提示し、承諾を得た。

共同受任契約内容を簡単に説明するとADR代理業務かどうかは私が判断し、その後弁護士に会う際は依頼者を同伴し、申立資料一式を渡し、そこでは私の考え・方針等を伝えるが、少し複雑な案件は状況をまとめた文書を別途作成して助言を得ている。費用に関しては、私との間柄ということもあって私が提示した料金で了承を得た。

申立に関して、センター愛媛は面談前置主義を採用しているが、ADR認定土地家屋調査士が代理人の場合はセンター長の判断で面談が省略される仕組みになっている。しかし、私が申し立てた案件は複雑なこともあって原則どおり面談が実施された。面談はADR認定土地家屋調査士代理人のみで行われた。調停についても、弁護士と十分に打合せができていることを「センター愛媛」に伝え、申立人と私のみが出席することの了承を得た。

次に、ADR認定土地家屋調査士代理人が調停に

臨む姿勢は当然依頼者の利益が優先となるがそのことのみにとらわれることなく、調停室にいる関係者全員の言動に注意しつつ、一方ではあたかも調停員としての役割を担うこと、またファシリテーター※としてリーダーシップを発揮する感覚も必要だろう。

さて、ADR代理業務も境界問題を扱うことには変わりはないが、そのADR認定土地家屋調査士の調停(業務)活動には今までの業務のプロセスには見られない点が存在することに気がついた。それは想像力や感情を捉える心(感じる心)が大切だということである。言い換えると、傾聴態度や人間関係配慮などを基本とする「カウンセリング(心理学)」の知識や技法が必要なのではないかと強く感じたのである。ADR代理業務も境界問題を扱うことには変わりはないといったが、ただADR認定土地家屋調査士の調停内活動については一般業務の延長線上という安易な考えで対応してはならないことはいままでもない(それは調停員も同様である。)

そのようなことをいうと会員諸氏、特に新人の方々にはADR代理業務は取り組みにくいなどと、またカウンセリングなど本当に必要なのか、さらに利益になる業務なのかと思うかも知れないが、積極的に、かつ肯定的に受け止めることが必要である。なぜなら、20年後、30年後の司法制度の在り方を想像すればADR代理業務は“宝箱”であり、トライする価値は非常に高いと思う。ADRアレルギーが一部に存在しているような現状は大変惜しいと感じている。

ADR認定土地家屋調査士制度の創設を契機に境界問題のパイオニアとしての地位を一層確立するとともに、かつADR代理権を国民の権利擁護に欠かせない土地家屋調査士独自のものと昇華させ、将来土地問題の(代理権のある)総合コンサルタントとしての地位を確立できると、自ら期待して“宝箱”と表現させていただいた。

この“宝箱”の中身は会員諸氏全員の課題として考えて欲しい。土地家屋調査士制度としてどのような“宝箱”にするのかのビジョンを描かなければならないだろう。

※ ファシリテーター (Facilitator) (促進者)：会議の場などで議論の内容に対して公平な立場にたち、参加者の心の動きや状況を見ながら、合意形成や相互理解をサポートしていく人のこと。

団体定期保険加入者募集

最高保険金額は 2,000 万円（災害死亡時3,000 万円）の保障
配当の還元もあり（平成 23 年度配当率 約22.87%）有利な制度
未加入の方は是非、この機会に加入されますようお願いいたします。

（財務部）

平成 25 年の団体定期保険加入の募集時期となりました。

昭和 45 年から実施してまいりました「日調連団体定期保険共済制度」も、43 回目の更新を迎えることになります。

不慮の事故を中心に充実した保障が得られ、事務所が補助者のために負担した保険料は全額必要経費になりますので、事務所の福利厚生制度としても最適です。

未加入の方は、これを機会に是非加入されますようお願いいたします。

〈この制度は〉

- ① 土地家屋調査士及び会員の補助者並びに会員が雇用している従業員等が利用できる独自の団体保険共済制度です。
- ② 安い掛金で大きな保障が得られます。
- ③ 契約は1年ごとに更新となりますので、その都度必要保障額を設定することができます。
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金は、配当金としてお返しします。（平成 23 年度 配当率約 22.87%）
- ⑤ 加入時の診査もなく、手続が簡単です。
- ⑥ 一般の生命保険と同様に税法上の特典もあります。

〈加入できる方は〉

- ① 本会会員と補助者及び会員が雇用しその業務に従事している方で満 14 歳 6 カ月を超え、70 歳 6 カ月未満の方（年齢は平成 25 年 1 月 1 日現在のもの）
- ② 現在健康で正常に就業、勤務されている方

〈加入できる額は〉

昨年度から 1 口 100 万円のコースを新設いたしました。加入できる口数は、次の①～④の各口数です。

- ① 満 14 歳 6 カ月を超え 60 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口、5 口、7 口、10 口、15 口、20 口
- ② 満 60 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口、5 口、7 口、10 口
- ③ 満 65 歳 6 カ月を超え 70 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口、5 口
- ④ 満 70 歳 6 カ月を超え 75 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口（継続加入者に限ります。）

〈保険期間は〉

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日です。以降毎年更新し継続します。

〈加入と保険金額変更の手続きは〉

1 月、4 月、7 月、10 月の各 1 日付けで年 4 回取り扱います。

◆ 新規加入（増口・減口）を希望される方

「土地家屋調査士団体定期保険制度」のご案内と「土地家屋調査士団体定期保険制度連絡票」（FAX 用紙）を各土地家屋調査士会から配布しますので、保険会社と連絡したいときは、FAX にて所属の土地家屋調査士会へ「連絡票」を返送してください。この「連絡票」により加入手続等のご案内をいたします。

取扱保険会社 日本生命・住友生命・明治安田生命

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年7月 2日付
神奈川 2935 今森 光明 兵庫 2404 浅田 英範
愛知 2810 鈴木 康弘 岐阜 1240 岡 まなみ
富山 500 友澤健太郎 宮崎 782 四位 真吾
札幌 1167 楠 健司
平成24年7月10日付
東京 7747 坏 英樹 東京 7748 山崎 智英
栃木 902 瀬野尾 勉 大阪 3164 池澤 修
大阪 3165 松葉 正 広島 1835 保田 典之
平成24年7月20日付
東京 7750 小林 徳誉 神奈川 2936 平内 初
埼玉 2512 茅野 晃司 茨城 1423 初見 博幸
島根 495 山中 慶典 宮城 1005 佐藤 洋輔
青森 758 小向 直人

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年3月29日付 大阪 1358 中辻 治
平成24年5月19日付 鹿児島 709 上山 高博
平成24年5月31日付 岐阜 693 伊藤 寛美
平成24年6月 2日付 兵庫 928 河塩 信一
平成24年6月11日付 福岡 1142 佐伯 正司
平成24年7月 2日付
埼玉 292 成田 忠 大阪 2910 下井 一雄
愛知 2372 倉地慎一郎 愛媛 730 林 恒利
平成24年7月10日付
東京 7716 藤井 久典 神奈川 1582 小出 儀嘉
神奈川 1708 伊藤 勝敏 埼玉 1315 大崎 勝也
千葉 869 保科 修吉 千葉 1358 西岡 浩
大阪 1718 池田 寿輝 奈良 121 福永 宗雄
広島 1359 林 幸博 鹿児島 1022 安永 孝康
平成24年7月20日付
東京 6131 阿久津光俊 神奈川 1522 貫井 利夫
群馬 978 山崎 哲郎 兵庫 1508 藤原 正敏

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成24年7月 2日付
静岡 1668 池谷 健 福岡 2142 村上 紀章
岩手 1085 本庄 大輔
平成24年7月10日付 神奈川 2899 今井 雅人
平成24年7月20日付
東京 7696 松浦竜之介 茨城 1398 富澤 英和
栃木 892 大森 孝男 島根 440 寺本 誠一
青森 737 福士 蔵 青森 745 工藤 傑

志津川ダコ

このたびの震災による被災地である宮城県南三陸町(旧志津川町)には、法テラスの相談所が開設されており、相談員として二度目の訪問をする機会がありました。

ブランド化しているとまでは申しませんが、この志津川湾の沖合で獲れる水蛸は、「志津川ダコ」と呼ばれ高値で取引されておりました。

一般的に蛸の旬は冬とされますが「志津川ダコ」は夏が最盛期であります。

蛸で最も馴染みのあるのは真蛸です。これよりも味が落ちて水っぽいので水蛸と言われているということですが、刺身でいただくと真蛸以上です。足の部分は薄皮と吸盤をとって薄造りにし、はずした吸盤と頭は軽く湯通しいたします。しゃぶしゃぶ、カルパッチョ、吸盤のから揚げもまた美味しいです。

相談所そばに仮説の店舗がありまして、「志津川ダコ」の足を一本と復興祈念の地元の日本酒をお土産にしていきました。

蛸にはタウリンが豊富に含まれており、肝機能を高めますので、酒の肴にはもってこいです。

また、水蛸は赤酢漬けにいたします。切り口が紅白なので関東から北ではお正月には欠かせない縁起物ですが、関西方面ではありえない食べ物だとテレビで紹介されておりました。

冬になれば、今度は真蛸が旬を迎えます。そのころに、また相談員の派遣が予定されておりますので、「今度は、真蛸を買いに寄らせてもらいます」と捌いてくれた店の旦那に声をかけてきました。

帰路に着いて車を走らせますと、港は最低限の水揚げができるように復旧がなされておりました。

一方、街は建物の解体工事が進んだために、一度目の訪問より見晴らしがよくなってしまいました。

復興はおろか復旧もまだまだの様子であり、次の相談日までには、少しでも復旧・復興という色が見えてきますようにと、祈りながら帰ってまいりました。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、**「よくあるご質問、お問合せ」**も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ & Aを掲載しています。



**ご注意
ください!**

**こんなとき、電子証明書(ICカード)は
失効になります!**

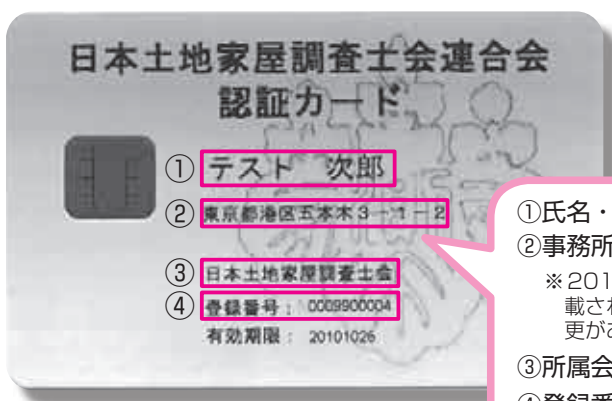


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更ににつきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**



**電子証明書の券面に記載されている内容に
変更が生じた場合が失効の対象です。**

①氏名・職名・日本名

②事務所所在地

※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。

③所属会

④登録番号



●こんなことにも注意!

①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!

・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。

②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!

・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。

・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。

・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」